

神戸大学大学院国際文化学研究科付属
異文化研究交流センター



2008 年度 研究報告書

多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する
国際的・歴史的比較研究

2009 年 3 月

編集 石川 達夫

神戸大学大学院国際文化学研究科付属

異文化研究交流センター

2008 年度 研究報告書

多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する
国際的・歴史的比較研究

2009 年 3 月

編集 石川 達夫



内藤正典氏講演会「ヨーロッパにおける多文化共生——イスラーム教徒移民の社会統合」



第2回講演会「グローバリズムと多民族・多文化社会——中国の現実、世界の課題」



セミナー「言語多様性の消滅と保存」



目 次

はしがき i

I 論文 1

- イベリア半島における「コミュニケーションの正常化」と
CEFR（ヨーロッパ言語参照枠）の弱小少数民族言語保全への適用可能性
寺尾智史（神戸大学国際文化学研究科助教） 3

II 講演 23

- ヨーロッパにおける多文化共生——イスラーム教徒移民の社会統合
内藤正典（一橋大学大学院社会学研究科教授） 27

- グローバリズムと多民族・多文化社会——中国の現実、世界の課題 43
「中国の民族自治政策とモンゴル族」
郝時遠（Hao Shiyuan）（中国社会科学院人類学民族学研究所長） 45
「チベット社会：歴史と現状」
シヨニマ（Xirao Nima）（中国中央民族大学副学長、チベット学研究所長） 49
「中国のイスラーム民族の歴史と現状」
楊聖敏（Yang Shengmin）（中央民族大学人類学と社会学院長） 52

III セミナー 55

- 言語多様性の消滅と保存 57
「ドイツ語圏の中のスラヴ少数民族言語——ラウジツのソルブ語とブルゲンラント
のクロアチア語」三谷恵子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授） 59
「スペイン・ポルトガルにおける少数民族言語保全——言語多様性保全のジレンマと
その超克——」寺尾智史（神戸大学国際文化学研究科助教） 67

はしがき

本報告書は、神戸大学大学院国際文化学研究科付属「異文化研究交流センター（Intercultural Research Center, 通称 IReC【アイレック】）」の平成20年度研究部プロジェクト「多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究」の活動をもとに編集したものである。

このプロジェクトの概要は、以下の通りである。

（1）プロジェクト名：多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究

（2）代表者：石川 達夫（地域文化論講座）

（3）分担者：三浦 伸夫（異文化コミュニケーション論講座）

　岩本 和子（現代文化論講座）

　坂井 一成（異文化コミュニケーション論講座）

　中村 覚（異文化コミュニケーション論講座）

　寺尾 智史（地域文化論講座）

（4）プロジェクトの目的

資本、企業、人間、物、文化がグローバルに移動・越境し、多国籍的ないし無国籍的な活動と文化接触が増大する今日、一方では英語のような大言語の寡占化と文化的画一化が進み、マイノリティや地域の言語・文化が衰退して言語・文化の消滅が世界的な問題となり、他方では自分たちの独自性を排他的に主張する排外主義的なナショナリズムの勃興も世界的な問題となっている。

そのような今日の状況を踏まえて、本研究は、一つには旧ハプスブルク帝国のような多民族国家が辿った歴史を今日的観点から再検討することにより、もう一つにはヨーロッパや中東など多民族・多文化が共存する地域における今日の状況を分析・検討することにより、歴史を踏まえつつ今日のアクチュアルな状況を見つめて、特に多言語・多民族共存と文化的多様性の維持がいかなる条件と手段によって可能かを考究することを目的とする。

（5）プロジェクトの必要性

冷戦終結後、強力なイデオロギーの縛りが解けた結果、旧ソ連・東欧に見られたように、過去の歴史のしがらみや経済格差を背景として、それまで水面下に潜んでいた宗教や文化などの対立が浮上し、かつての共産主義のイデオロギーに代わって排外主義的なナショナリズムが力を持つようになり、それを規制するものがまま深刻な問題が生じてきた。また、グローバリゼーションの進展などと共に、多国籍というよりも無国籍に近づいてき

た資本や企業などの活動が活発化し、経済的・社会的上昇を求める移民・移住者も増大するなど、様々なレベルでの越境が進展してきたが、それもまた、経済格差の拡大、文化摩擦、排外主義的なナショナリズムの伸長などの問題を引き起こしてきた。言語の多様性はそれだけで行政や経済などの効率化・合理化の阻害要因となりかねず、また民族と文化的多様性は個人から集団までの様々なレベルにおける軋轢を引きおこしかねない。しかしながら、効率化・合理化や画一化を過度に追求することは経済格差を拡大させ、それが文化や宗教の対立をさらに深めさせることにもなる。実際に世界の各地で、テロという最も先鋭な形から、異民族や外国人に対する差別・攻撃まで、様々な軋轢が起きている。共産主義・社会主義の衰退および資本主義的グローバリゼーションの進展と新たなナショナリズムの台頭は表裏一体をなす現象であり、マイノリティや地域の言語・文化の衰退とナショナリズム的な自己主張も表裏一体をなす現象であろう。

このような今日の状況のもとで、実は多言語・多民族共存と文化的多様性をこそ常態としてきた人類の過去の歴史を再検討し、また今日の世界の様々な地域で多言語・多民族共存と文化的多様性がいかなる問題を引き起こし、その解決のためにいかなる方策が採られているかを検討することにより、いかにして人々と民族が平和的に共存し、人類の言語と文化の多様性を維持することができるかを明らかにすることが必要である。

(6) プロジェクトの活動計画

本研究は、一つには旧ハプスブルク帝国のような多民族国家が辿った歴史を今日的観点から再検討し、もう一つにはヨーロッパや中東など多民族・多文化が共存する地域の今日の状況を分析・検討し、それらを比較することによって、特に多言語・多民族共存と文化的多様性の維持がいかなる条件と手段によって可能かについて、具体的な諸事例に基づいた一般的な知見を導きだそうとする。そのために、まず各メンバーが以下の研究活動を進める。

1. 多言語・多民族共存と文化的多様性の維持のために、歴史的に多民族国家や多民族共存地域がいかなる方策を講じてきたのか、または講じてこなかったのか、そしてそれがいかなる結果を引きおこしたのかを、複数の地域を比較しつつ再検討する。

2. 多民族・多文化が共存する地域のアクチュアルな状況と問題を、複数の地域を比較しつつ明らかにし、多言語・多民族共存と文化的多様性の維持のために何が必要かについて、個別的な事例からより一般的な知見を導き出す。

さらに、1～2について、外部から研究者を招いて研究会・講演会・シンポジウムなどを開催する。

そして、最終的なまとめとして、各研究員の研究成果と、研究会・講演会・シンポジウムなどの成果を、研究報告書として公刊し、同時に異文化研究交流センターのホームページ上で公開する。本プロジェクト自体は単年度だが、次年度以降も活動を継続・発展させていきたい。

2008 年度に本プロジェクト主催で行った講演会およびセミナーは、以下の通りである。

1. 講演会：2008 年 10 月 3 日（金）

「ヨーロッパにおける多文化共生——イスラーム教徒移民の社会統合」

講師：内藤正典（一橋大学大学院社会学研究科教授）

2. 講演会：2008 年 11 月 25 日（火）

「グローバリズムと多民族・多文化社会——中国の現実、世界の課題」

講演 1：「チベット社会：歴史と現状」シヨニマ（Xirao Nima）

講演 2：「中国の民族自治政策とモンゴル族」郝時遠（Hao Shiyuan）

講演 3：「中国のイスラーム民族の歴史と現状」楊聖敏（Yang Shengmin）

3. セミナー：2009 年 3 月 2 日（月）

「言語多様性の消滅と保存」

報告 1：「ドイツ語圏の中のスラヴ少數言語

——ラウジツのソルブ語とブルゲンラントのクロアチア語」

三谷惠子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）

報告 2：「スペイン・ポルトガルにおける少數言語保全

——言語多様性保全のジレンマとその超克」

寺尾智史（神戸大学大学院国際文化学研究科助教）

本プロジェクトが扱ったテーマは非常に大きなものであるし、それに見合った時間的・予算的余裕がなかったため、今年度の研究活動は十分なものとは言えないかもしれないが、幸いにして講演会とセミナーには学内外から多くの参加者を集めることができた。特に学生・院生の参加が多く、講師との懇親会も含め、学生・院生には貴重な勉強の機会を提供することができたと確信する。

とりあえず、以下に、今年度のプロジェクトの活動と成果を公刊する。今年度の研究活動をもとに、今後さらに研究を発展させていきたい。

石川 達夫（神戸大学大学院国際文化学研究科教授・

異文化研究交流センター研究部長）

I 論 文

イベリア半島における「コミュニケーションの正常化」と CEFR（ヨーロッパ言語参照枠）の弱小少數言語保全への適用可能性

寺尾 智史
teraosatoshi@gmail.com

キーワード： 言語正常化 領域性（テリトリアリティ） 公共圏と言語
CEFR ヨーロッパ言語参照枠

1. はじめに

言語正常化 *La normalització lingüística* ということばは、1960年代、スペイン北東部のカタルーニャ地方（現自治州）で生まれたことばである。当時、スペイン内戦終結（1939年）以来、スペインに独裁制を敷いてきたフランコ（生没年1892–1975年）政権末期、独裁者の老化に従う形で統制がやや緩み、それまでの地域言語弾圧政策が「政治化しない保全運動」の黙認に方向転換する時代背景にあった。

言語正常化という概念は、カタルーニャ地方の中心都市であるバルセロナに集った社会言語学者のグループである「カタルーニャ社会言語学派」の代表であったアラシルによってその支柱が組み立てられた。

「言語正常化」の理念構築にあたって、まず持ち出されたのはファーガソン（Ferguson, 1959:325-340）によって定型化された「ダイグロシア」の概念である。ファーガソンは、ひとつの言語共同体内部において、日常会話で用いられる諸変種を上下関係で従える格好で規範化された「超変種」が厳然と存在しているとき、その階層的な並存状態を「ダイグロシア」と呼びならわした。そして、ダイグロシアを構成する成分として、日常会話の諸変種を「低位変種（L変種）」、規範化された超変種を「高位変種（H変種）」と位置付けた。この図式に当てはまる例として、ファーガソンが具体的例として挙げたのは、以下の通りである。

- ・スイスのドイツ語圏における「L」の立場のスイス・ドイツ語と「H」の立場の標準ドイツ語
- ・ハイチにおける「L」ハイチ・クレオール語と「H」フランス語
- ・現代ギリシア社会における「L」民衆語（ディモティキ）と「H」古典語（カタレヴサ）
- ・アラビア語圏各地における「L」話しことばとしてのアラビア語（平俗アラビア語変種群 例えればエジプトでは「アミーヤ」）と「H」正則アラビア語であるフスハー（古典語）

「カタルーニャ社会言語学派」は、ファーガソンのいうダイグロシアの関係性を、自らがじかに触れている言語環境に当てはめ、上記の「L」をカタルーニャ語、「H」をスペイン語に見立てた。そして、ファーガソンがダイグロシアを構成する言語の社会的な機能の分化に焦点を当て、言語がうまく「棲み分けている」様子を示したのに対し、アラシルら

は、こうした状態は「棲み分け」といった固定的で安定し、均衡なものとして捉えるべきでない¹と考え、時間の推移を追えば、ダイグロシアを構成する成分の関係性が変動・変化することを強調した。その帰結として、低位変種が高位変種に吸収・同化されるか、低位変種が高位変種と対等な地位を得るかのどちらかに移行すると図式化した。そして、後者、すなわち、「L」（低位変種）が「H」（高位変種）と対等な状態に立つことを「言語正常化」と名付けた。

言語正常化が語られ始めた1960年代において、スペイン語から抑圧されていたカタルーニャ語が完全に言語正常化するには、換言すれば、「国家言語であるスペイン語と真に対等な地位」を獲得するには、カタルーニャ語がカタルーニャの地において、社会やそれを構成する人々における言語活動上の規範的立場をスペイン語から取って代わる必要性があり、そのためにはスペイン語が支配しているすべての社会的、さらには政治的制約を取り払わなければならない。すなわち、カタルーニャのスペインからの独立さえ射程とせざるを得ないのである。

本論では、この「言語正常化」ということばをひとつの足がかりとして、「コミュニケーションの正常化」について考えていくたい。

この議論を展開するに当たって、まず、「コミュニケーションの正常化」とは、「誰にとっての正常化」なのか、ということを前提として考えておきたい。

本論で議論する「コミュニケーションの正常化」という視座は、カタルーニャの言語保全運動史の中で醸成されてきた、厳密な「言語正常化」の定義にとらわれることなく、広く、ことばをはじめとする「コミュニケーション手段の正常化」を捉えなおそうとするものである。換言すれば、カタルーニャ語復興運動の中で理論として公式化された言語正常化という概念を再検討することによって、筆者自身を含め、自分の身の回りにあるコミュニケーションをめぐる環境に実際的な検討を加えるために有効な方法論となるような概念を新たに構築することが本論の狙いである。

「正常化」されるべきことばを用いる対象には、次のようなものがある。まず、実体としてとらえやすいものとしては、以下の通りである。

- (1). 個人
- (2). 集落コミュニティ
- (3). 集落コミュニティと統括的な法的強制力をもつ政治権力（通常、国家）との間を取り持つ（地方）自治体、すなわち、市・町・村・区／県／州など
- (4). 領域全体を統帥する法的強制力をもつ政治権力（通常、国家）
- (5). 国家政治権力に介入、もしくはアドバイス可能な国際団体、そのうち、地域的なも

の、例えばEU、欧州評議会（Council of Europe）等。

(6). 地球規模の国際団体、例えば国際連合、ユネスコ、等。

集落コミュニティ以下の対象は、基本的に効力を持つ領土的領域（ランド・テリトリー）を持つ。すなわち、領域性（テリトリアリティ）があると考えてよいだろう。

他方、「自己がもつコミュニケーション手段の正常化」を唱えうる超領域的団体（ほとんどの場合、先述の領域型公共団体に一定の規制・影響される限定的超領域団体）としては、ろう者コミュニティ、視覚障害者コミュニティ、難病者コミュニティ、高齢者コミュニティなど、「自らが『健常者というマジョリティ』だと思い込んでいる人たちが一般に『障碍者』・『弱者』と呼んでいる人々が形成しているコミュニティ」や、大学など高等教育機関、マスコミ、文化団体、政党、企業、労働組合、産業団体、商業団体、さらにはSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）をはじめとするインターネット上のコミュニティなどがある。

一方、実体がないにもかかわらず、それが観念として存在すると主張されたうえで、言語（そして多くの場合「領土的領域」）が結び付けられて考えられ、「コミュニケーションの正常化」の対象と化すことが多いと考えられる対象として、「民族」がある。

以上のように、「コミュニケーションの正常化」を考えるとき、後述する「正常化」の内容自体もさることながら、その正常化が「誰（何）を対象としているのか」、「誰（何）によって唱えられているか」によって様相は変わる。一変するといつてもよいであろう。

こうした前提のもと、主にイベリア半島をフィールドとして、「コミュニケーションの正常化」を検討することを本稿の目的とする。

2. 「言語正常化」という発想——言語弾圧への抵抗から——

まず、「コミュニケーションの正常化」を考える足がかりとしての「言語正常化」を捕捉しておきたい。1975年、フランコが死に、立憲君主制のもと民政移管が果たされるにつれ、この言語正常化の流れはどう変わったのだろうか。

この当時の様子を知る文献として適當なものに、1979年刊、権山紘一『カタロニアを見る眼』をあげることができよう。権山は、カタルーニャの一地域である南モンセラトにおいて、言語生活を含む簡易な社会調査を行った結果として、次のように述べる。

南モンセラトには、カスティリヤ語²とカタロニア語という、ふたつのことなった顔が存在しているのかもしれない。いっぽうをマクロで公式のスペインの顔、たほうを、カタロニアの民衆のほんとうの顔といいかえてよいかどうかは、むづかしい。ほんとうのところは、だれにもわかっていないようにみえる。

(権山 1979 : 222 - 223)

彼の評価は、フランコのくびきが外され、「カタルーニャ語の、カタルーニャ語話者による、言語正常化」が、フェアな社会正義であることを信じて疑わなかった感の強い、「カタルーニャ社会言語学派」が先導する当時のバルセロナ周辺の社会情勢から一歩身を引き、現在に連なる言語正常化への疑念を見通したものとして、評価してよいであろう。

ただし、こうした疑念は、「言語正常化」を標榜する運動を、「自己目的化と新たな言語弾圧の発生の端緒」として決め付ける極論のよりどころになっているも見逃してはならない。

こうした極論の論理構成は次のようなものである。「言語正常化」といった一方的な目的合理性を紐帯として組織化された運動は、それにぶら下がる構造を必然的に宿し、その内部で腐敗・墮落を生む。また、少数言語の保全運動に共感を持つ人々にとって、その内部の細かな差異、異分子などは、「言語正常化」という究極の御旗からすれば「取るに足らないこと」と切り捨てる傾向を惹起しがちである。これが亢進すると、運動体内部の多様性を排除・弾圧する傾向を帯びる。まさに同じことが、「言語正常化」を冠する一部のグループに起こりつつある、といった指摘がなされる。

3. 言語正常化への反運動

——道義性・経済性・政治力学の混濁：結局「スペイン語」擁護運動として——

上記のような指摘を拠り所に、カタルーニャ地方以外で生まれた国内移民の一世・二世が「言語正常化」の害を訴えるとき、決まっているのは「われわれのスペイン語で教育を受ける権利が奪われている」ということである。「われわれの母語で教育を受ける権利」なら「言語正常化」の陥穰を突いた有意義な指摘だと思われるが、しかし、かれらが「スペイン語=国家言語で教育を受ける権利」を訴えるとき、そこには非常に屈折し、時には「利用された」言語請求権³ のあり方が見て取れる。

カタルーニャへの国内移民を出身地方別に見てみると、突出して多いのは、アンダルシア地方・エストレマドゥーラ地方・ガリシア地方出身者（以下、「アンダルシア出身者」のように記す）である。イベリア半島西部、ポルトガルに国境を接するこれら地方は、カタルーニャとは違い、ヨーロッパの中心から最も外れた、典型的周縁部（ペリフェリー）であり、経済学の立場で言えば、豊かさから最も遠い、地理的ハードシップの高いところといえる。その代表的存在が、はるか西方の聖地サンティアゴ・デ・コンポステーラからさらに西の果ての大西洋に向かって、フィニステッラ、すなわち「地の果て」と名付けられた岬が突き出るガリシア地方であろう。

いうまでもなく、ガリシア地方でもともと話されていたのは、ポルトガル語に近縁のガ

リシア語である。

カタルーニャ語を弾圧した独裁者フランコは、まさにこのガリシア地方に生まれた。ガリシア地方北部の港町オ・フェロル（スペイン語でエル・フェロル）の職場に代々勤め上げるという形で、18世紀から連綿とスペイン海軍の下級官吏を務めてきた家庭の子として生まれたフランコの母語は何であろうか。いくら官仕えをしている父親や祖父、そしてフランコ自身の「心情的母語」が国家語たるスペイン語であったとしても、客観的母語はガリシア語の強い影響を受けていても不思議ではない。これについて、その実態を明らかにする研究がある。それが、Salvador (1987=1992 : 169-180)である。フランコの演説を音声学的に分析したこの研究の中で、フランコが規範的スペイン語を話していると思い込んでいるまさにその演説における発音は、随所にガリシア語の発音体系に引きずられた箇所⁴が見えることが明らかにされている。

ガリシア出身者でありながら、まるでユダヤ血脈出身の異端審問官が隠れユダヤ教徒を排斥するように、スペイン語以外のことばを排斥する後半生を送る、このフランコの複雑でアンビバレントな言語観、「フランコ的言語アイデンティティ認識の二重性⁵」を、「『われわれの母語＝スペイン語』で教育を受ける権利」を主張するバルセロナのガリシア出身者たちは、よりミクロな形で体現していると考えられる。

では、エストレマドゥーラ出身者と、アンダルシア出身者についてはどうだろうか。彼らについては、彼らの母語とされているスペイン語をカタルーニャでの教育言語として請求することには矛盾がないように見えるかもしれない。しかし、実は、彼らが日々話すスペイン語は一般的に、「(彼らにとっては母語ではない可能性のある) カタルーニャ人やバスク人の話すスペイン語より<おかしい>」ととらえられている。エストレマドゥーラ地方のことばや、アンダルシア地方のことばは、コセリウのいう、「<二次方言>⁶話者」、すなわち、規範的なスペイン語にも、かといって、(「スペイン語が確立した後に分かれた<方言>」という決め付けから) <地域語>⁷になることもできない、<不完全>なことばをしゃべっている人々と見られがちである⁸。そうした決め付けは、もちろんはじめは外部からの評価として定着するのだが、現在では、自分自身のことばに、曲がりなりにも「ガリシア語」との法的認知が進んでいることばを持つガリシア人以上に劣等感を抱く結果となっている。

宮岡伯人は、イヌイットの言語研究をもとに、ミクロな多様度の高い言語区域は、その言語の原初的搖籃を担った地域のひとつであることが多いとする⁹。実を言えば、エストレマドゥーラ地方にしても、アンダルシア地方にしても、<スペイン語分布地域>とされる土地としては、最も多様性が見られる地域のひとつで、地方内でも語彙・発音の変異が非

常に大きく、お互いに通じ合うのでさえ一苦労といった言語環境なのである。しかし、そういうミクロな多様性は、先に挙げた一面的な劣等感で包み込まれ放擲されてしまっている。こうした社会的な先入観と化しているスペイン言語学史上の決め付けは、いかなる背景で生まれたものであろうか。

第一に、これらの地方が、非常に遅れた地域との烙印を押されていたことがある。スペイン南部は、現在でこそ経済後進地域で、観光業以外に目立った産業がなく、シエスタに代表される怠惰な悪習が社会全体を覆っている、といったイメージが一般的で、「国内南北問題」ということばとともにお荷物のように扱われているが、15世紀前半までは、イベリア半島の文化的中心であった。古くは、フェニキア文化・ギリシア文化が根をおろし、長じてイスラームがイベリア半島を支配すると、その行政上の中心は常にアンダルシアに置かれた。その間、無論、為政者たちはアラビア語の変種を話していたが、ユダヤ人をも含む多くの「先住民」たちは、主にイベロ＝ロマンス語の変種群を話していたのである。

一方で、まさにアンダルシア出身のネブリハ¹⁰が、北のキリスト教連合王国、カスティーリャとアラゴンのことばのうち、当時の趨勢として王室で使われる機会の多かったカスティーリャ地方のことばを（ラテン語等古典語を習得・研究するための）古典文法に倣って記述したことによって、「北のことば」に比重が置かれる形でカスティーリャ語、長じてスペイン語がスペイン全体のことばとして規範化の歩みを踏み出すこととなった。こうしてみるとあきらかなように、コセリウのいう＜二次方言＞の得がたい好例として、アンダルシア地方やエストレマドゥーラ地方に過去分布した、モラサベ¹¹とかラディーノ¹²とかいう名称で呼ばれるイベロ＝ロマンス語変種群を、「スペイン語成熟後の新しい方言」と科学的に証明するには、これらのことばがあまりにも古すぎるのである¹³。結局のところ、中世から近世初期にかけ、イベリア半島の北に位置したキリスト教国が行動原理とした、「イスラーム勢力からの失地回復運動であるレコンキスタの主体であるキリスト教徒＝善・文明的、イスラーム教徒・ユダヤ教徒＝惡・野蛮、従ってその輒に抑えられていたモサラベも野蛮で、文明化の対象」という、歴史学では200年も前に否定されている構図を、スペイン言語学はいまだに踏襲しているのである¹⁴。歴史学にしてみても、スペインにおけるムスリムと共存したモサラベたちの文化的特質は認めながら、その一方で、スペイン言語学に足もとをすくわれる形でアンダルシア地方の言語の様態を「独自」のものでなく（北方のカスティーリャ語に）「従属」するものと決め込んでしまっている。

他方、レコンキスタを早くから完成し、ムスリムから奪った都市であるリスボンを14世紀の段階で首都とした（アンダルシア地方やエストレマドゥーラ地方と直結する）ポルトガル王国のポルトガル語が、西部イベロ＝ロマンス語搖籃の地の一つであるポルトガル北

部地方およびガリシアのことばとは一線を画した言語学的特徴を帯びつつ、ポルトガル語として規範化され、ついには、南（リスボン）から北（特にドウロ川以北）に言語学的影响が及ぶようになった事実は、上記の反証となろう。

4. 多様な「コミュニケーションの正常化」のあり方

1997年7月、ピレネー山脈南麓のウエスカで、「虐げられた言語と正常化」というテーマで、世界的にみても最も早い時期（1964年）から少数言語保全運動の活動している団体である「虐げられた言語・文化保全国際協会」（AIDLICM: *Association Internationale pour la Défense des Langues et Cultures Menacées*）の第18回大会が行われた¹⁵。

なぜここで「正常化」を問う大会がもたれたか、それを考へるには、アラゴン自治州の言語状況を見なければならない。

アラゴン自治州は、スペインとフランスとの国境をなすピレネー山脈南麓、スペイン側の中北部内陸を北縁とし、ピレネーに端を発するエブロ川の中流部流域を占める、スペイン王国を構成する一自治州である。東にスペイン・カタルーニャ自治州、西にスペイン・ナバラ自治州、ピレネーをはさんで北にフランス・ミディ=ピレネー地方に接する。自治州内の言語に関しては、近代以降は全土にわたってスペイン語が通用するほか、ピレネー山脈南麓一帯ではアラゴン語が、東縁のカタルーニャ自治州と接する地域ではカタルーニャ語が、中世以来話されている¹⁶。いわば、言語のミクロコスモス、といった言語状況にある。アラゴン自治州の言語状況をさらに複雑にしているのは、「アラゴン」の名を冠するアラゴン語の話者人口よりも、州内のカタルーニャ語人口の方が多いことである。すなわち、「アラゴンで話される少数言語はアラゴン語」と言い切ることは不可能で、「自治州名=自治州の言語特徴の代表」というカタルーニャ・バスク・ガリシア各自治州で見られる自治州と州公用語の単純な対応関係は成り立たない。

それでは、アラゴン州の言語状況にとって、どういった言語状況が「正常」といえるのだろうか。

まず、アラゴン語に限っていえば、ピレネー南麓に分布するアラゴン語についての言語学的調査は、19世紀以来、まずフランス人言語学者サロイアンディ¹⁷ 続いて、主にドイツ語圏のロマニスト、例えば、ロルフス¹⁸ やクーン¹⁹などによって、連綿と続けられてきた。彼らは総じて、ピレネー=アラゴンのことばは、中世まで広くアラゴン地方や東隣のナバラ地方で話されていたロマンス系言語の一つ、アラゴン語を受け継ぐものだと論じ、外部のこうした断定が、「谷ごとにことばが違っている」という認識だったピレネー南麓の谷々の住民に、言語学的一体性を持ったアイデンティティをもたらした（押し付けた）。そして

その代わりに、（アラゴン北東端がピレネー山脈最高峰であるアネト山で接する）カタルーニャ州のアラン谷のように、谷ごとのこじんまりした言語アイデンティティを持つことという、選択肢を選ぶことを著しく阻害したのである。

一方、20世紀後半、フランコの治下においては、上述のピレネー＝アラゴンの言語研究はスペインの方言学者アルバル²⁰によって統率された。彼の立場は、上記の外国人言語学者の研究を継承する一方で、谷々の言語多様性は中世以降支配的な規範言語であったスペイン語との接触とその受容の度合いに左右されているとして、それらを「アラゴン語の後裔」とするには不適切で、すでにスペイン語内部の言語多様性を傍証する周辺的事例として取り上げるべきであるというものであった。しかも、この論理を前述のアンダルシア＜方言＞の事例を持ち出して補強している。その手法は、＜アンダルシア方言＞はピレネー＝アラゴンのことばより規範的スペイン語と異なる形態を有す。そのアンダルシアのことばがスペイン語の＜方言＞であることはスペイン言語学の一致した見解なので、ピレネー＝アラゴンのことばがスペイン語の＜方言＞であることは明らかだ、とするものである。

こうした経緯の反省も込めて、「アラゴン語評議会」の中心メンバーであり、サラゴサ大学ウエスカ校教授フランチョ・ナゴーレ（1951年—）は、アラゴン語話者にとっての言語正常化の呼び水として、大会を主催したのである。ナゴーレの考えるアラゴン語の言語正常化とは、谷ごとの言語多様性を尊重しつつ、谷を超えた表現手段を用いたいときには、アラゴン語の正書法を使う、といった方向性がふさわしい、という考え方へ従っている²¹。

5. 「言語正常化」から「コミュニケーションの正常化」へ ——だれがコミュニケーションの主役かをめぐる問い合わせ——

上述のとおり、スペインにおける「言語正常化」の取り組みが、自治州における州公用語の地位を獲得し、一定の「言語テリトリアリティ」を享受しているカタルーニャ語・バスク語・ガリシア語の3言語だけで片付くような単純な図式ではないことを、下表によつて再確認しておきたい。

【表】「コミュニケーションの正常化」の諸相：そのイベリアにおける²²代表的例（フランス領を含めないイベリア半島、およびスペイン・ポルトガル領となっているヨーロッパ域内島嶼部で、<地域言語>もしくは<「バーナキュラー（土着の）」少数言語>と認識、または主張されている例のみ）

誰が (どんな立 場が)	・(主に) 何(誰)に 対して	何を 正常化しよ う としている のか	問題点・備考
アストゥリ アス語保全 運動	・スペイン 語	アストゥリ アス語(バブ レ)	・分布する、とされる区域の東／中央／西で、中性名詞の有無等、統語法に及ぶ重大な言語差異あり。
アラゴン語 保全運動	・スペイン 語	アラゴン語	・分布する、とされるピレネー南麓の谷々によつて多様な言語差異。
アラゴン州 東部のカタ ルーニャ語 (チャパリ アウ)保全運 動	・スペイン 語 ・カタル ニヤ州の (規範)カ タルーニャ 語	カタルーニ ヤ語(アラゴ ン州東部)	・カタルーニャ州のカタルーニャ語教育支援によつて、西カタルーニャ語としての言語特性が希薄化する懸念。 ・こうした懸念を煽り、カタルーニャ州のカタルーニャ語と分断しカタルーニャ主義を減衰させるためだけに活動している団体もある。
アラン語保 全運動	・スペイン 語 ・フランス 語 ・規範オッ ク語	アラン語	・(規範)カタルーニャ語保全活動家との関係は良好。
アンダルシ ア語保全運 動	・スペイン 語	アンダルシ ア語	・言語多様性が非常に高く、このため、各言語様態それぞれに言語正常化運動が起つりうる。
アンドラの カタルーニ ヤ語 言語政策担 当	・スペイン 語 ・フランス 語	カタルーニ ヤ語(アンド ラ)	・一般的に「国際社会が国家として認めてい る国家」で唯一、カタルーニャ語を国家公用 語としている国家。ただし、観光業の発展と ともに、民間セクターでのカタルーニャ語使 用頻度の低下が問題視されている。
エストレマ ドゥーラ語 保全運動	・スペイン 語 ・規範ポル トガル語 ・レオン語 ・アストウ リアス語	エストレマ ドゥーラ語	・言語保全の複数の対象のうち、主なものが ポルトガル国境地帯に位置する一般に「ファ ラ」と呼ばれている言語であり、スペイン語 からの圧迫のほかに規範ポルトガル語との関 係性が問題。
「真正カス ティーリヤ 語」 保全運動	・スペイン 語	「真正カス ティーリヤ 語」	・一般にスペイン語と呼ばれているものは、 多様な複数の言語の人工的、不自然な糾合で あるとの考え方に基づく。特に旧カスティー リヤ・ビエハ地方中央部(バリヤドリッド市

			<p>街地を除くバリヤドリッド県、とりわけトルデシーリャス市、およびセゴビア県、アビラ県)に多い考え方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ウナムノやオルテガが繰り返し主張した、スペインの脊椎であるべきカスティーリヤは、実は空虚で非生産的な実体しか持たない、という言説に強く反発
カタルニーヤ語言語政策担当	・スペイン語	カタルニーヤ語	・フランス時代のスペイン語の押し付けには強く反発したもの、自らの内部の言語多様性については、過小評価する傾向が強い。
カタルニーヤ手話コミュニティ	・音声言語 話者全般 ・スペイン手話コミュニティ	カタルニーヤ手話	
ガリシア語言語政策担当	・スペイン語 ポルトガル語	ガリシア語	・「ガリシア=ポルトガル語」を一体のものとして扱う運動に対応
ゴメラ島の指笛保全運動	・口笛、指笛の類は音声言語たりえないという考え方の人	カナリア諸島ゴメラ島のコミュニケーション手段としての指笛	・スペイン語学者M. アルバルは<スペイン語カナリア方言の下位方言>として扱っている。(Alvar 1996: 338)
スペイン語言語政策担当	・英語 ・(まれに)フランス語	スペイン語	・映画における英語からの吹き替え(劇場・TV)
スペイン手話コミュニティ	・音声言語 話者全般	スペイン手話	
ナバラ州のバスク語保全運動	・スペイン語 ・統一バスク語(エウスカラ・バトゥア)	バスク語(ナバラ州)	・バスク州に比べスペイン語の浸透が非常に激しい。 ・中世、バスク語分布域の中心で、レコンキスタ運動の出発点のひとつであったナバラ王国の原郷としての意識強く、このため彼らにとっては、少なくとも過去はバスク語圏の周縁部であったはずのギプスコアのことばが「統一バスク語」になっているのに抵抗感。
ミランダ語保全運動	・ポルトガル語 ・スペイン語 ・規範アストゥリアス語	ミランダ語	・アストゥリアス語およびレオン語の保全運動は、スペイン・ポルトガル国境を越えて言語連続体をなすと考えられているミランダ語の存在を際立たせる一方で、ミランダ語を自らの「方言」として押しとどめようとする傾向強い。

	・レオン語 保全活動家		
マルシア語 保全運動	・スペイン 語 ・カタルー ニヤ語 ・規範バレ ンシア語	マルシア語	
メノルカ語 保全運動	・規範カタ ルーニャ語 ・スペイン 語	メノルカ語 (バレアレス諸島語)	・一般的には「自分の島のことばは、バルセロナばかりか、マヨルカ島でも通じない」ということに誇りと自嘲が相半ばしている状況。
バスク語保 全運動	・スペイン 語 ・(国境を越 えて) フラ ンス語	バスク語 (エウスカラ・バトゥア)	・エウスカラ・バトゥア(ひとつのバスク語=統一バスク語)は、実際には、農村部では「カセリオ」と呼ばれる大家族ですむ集合住居ごと、海沿いは漁港ごとに分布する(相互通用性さえ低い場合も多い)非常に多様なバスク語群のうち、主にギプスコアのことばで標準語を作りあげ学校教育に付したもの。
バスク手話 コミュニティ	・音声言語 話者全般 ・スペイン 手話コミュニティ	バスク手話	
バランコシ ュ語保全運 動	・ポルトガ ル語 ・スペイン 語	ポルトガル 南東部、アレンテージョ 東部辺境の バランコシ ュ語	・外部からはいくら独特でも少なくとも5世紀以上の言語史的遡及ができないから<(二次)方言>という決め付け強い。
バレンシア 語 保全運動	・規範カタ ルーニャ語 ・スペイン 語	バレンシア 語	・カタルーニャ語保全運動との確執(カタルーニャ語言語政策者側の論理:<バレンシア方言>よりバルセロナのカタルーニャ語に大きく違うことばをはなすバレアレスの人々が一般に「カタルーニャ語」を話していると意識しているので、バレンシア「語」は成り立たない。)
ポルトガル 語(ポルトガ ルの)	・英語 ・スペイン 語 ・ブラジル のポルトガ ル語	ポルトガル の ポルトガル 語	・「何に対して」であげた、各言語様態の映画館・テレビにおける映画、(ソープ)ドラマの浸透が激しく、言語変化に大きな影響を与えるにまでなっている。
ポルトガル 手話コミュニ ティ	・分裂状態 にあるポル トガル手話 体系	ポルトガル 手話	・サラザール独裁体制下、禁圧状態にあったため、各手話コミュニティ間の手話体系分化が進行し、コミュニティ間の通用が困難となっている。

	・英国手話		
ポルトのポルトガル語保全運動	・規範ポルトガル語	ポルトのポルトガル語	<ul style="list-style-type: none"> ・里斯ボンへの対抗意識。Puertoといった上昇二重母音の維持を里斯ボンのポルトガル語との違いとして明確化。 ・規範とされる里斯ボンやコインブラの音声体系とはかなりの差異があり、ポルトガル史のうえで自分たちのほうに正統性があるとの考え方から、自らの正書法を提案している集団あり。しかし、ポルト発音は嘲笑の対象として里斯ボンのコメディアンが用いている、といったものが一般的なイメージである。 ・スペイン（北のことば=規範言語、南のことば=<野卑>）の裏返しの現象とも言える。
ユダヤ＝スペイン語保全運動	・(ローマ＝カトリック信徒の話す)スペイン語	ユダヤ・スペイン語（ラディーノ語）	<ul style="list-style-type: none"> ・スペイン国営放送（RNE5：中波およびインターネット）で番組枠が存在した。 ・過去のものか、現在のものか、という通時軸・共時軸が錯綜している（その意味でイスラエル建国前のヘブライ語が置かれていた状況に似る）。 ・「ユダヤ教徒のことば」であれば（もしくはキリスト教／ローマ・カトリック以外の宗教の信徒が話すことばならば）なんでも言語になるのか？それでは、例えば「ユダヤ＝カタルーニャ語」や「ポルトガル＝新キリスト教徒語」は存在してよいのかという問い合わせ。
ラーボ・デ・ペイシェ語保全運動	・規範ポルトガル語	ラーボ・デ・ペイシェ語（アソーレス諸島サンミゲル島北部）	<ul style="list-style-type: none"> ・初等教育普及が先決問題との考え方強い ・くいくら独特でも少なくとも5世紀以上の言語史的遡及ができないから、歴史言語学・比較言語学的価値低く、（二次）方言>という決め付け強い。
リバゴルサ語保全運動	・スペイン語 ・カタルーニャ語 ・アラゴン語		<ul style="list-style-type: none"> ・アラゴン州北東端の一帯。カタルーニャ語とアラゴン語とスペイン語が<混交している>との了解から、各言語の言語領域の草刈場となっている。一方、語彙などに、村々に共通した一貫性が見え、それを言語アイデンティティとする考え方がある。
レオン語保全運動	・スペイン語 ・アストゥリアス語 ・ポルトガル語	レオン語	<ul style="list-style-type: none"> ・アストゥリアス語保全運動との連携の認否が問題となっている。 ・分布域がポルトガル国境沿い（一部ポルトガル国境内）に点在する形でかろうじて存続しており、各々の飛び地を貫く言語一体性を追求可能か問題視する立場もある。

以上、イベリア半島およびスペイン・ポルトガルの島嶼部に存在するコミュニケーション

ンの正常化の対象を列挙した。しかし、上記は、あくまで、ある程度領域性・地域性をもった言語のうちの代表的な例であり、例えば、優れた多様性を持つバスク語の言語様態（言語変種）それぞれの正常化もしくは言語保全への取り組み・試行を列挙するだけで数は倍増する。また、都市における移民（域外移民のみならず、これまで見たように半島内移民やロマなど＜伝統的＞移動民も含まれる）を含めた正常化の試行をあげれば、本論の分量を大きく超えるであろう。

上記で見たような多様で、輻輳し、重なりあう「正常化」の大・中・小取り混ざった言語保全の意識を、うまく整理し、「言語共存」を図る方策ははたして存在するのであろうか。

カタルーニャ語について述べたように、いわゆる＜地域語＞の地位を持つ言語においては、保全活動家だけでなく「言語政策担当者」が存在する言語の関係者の中にも「強制しないことには、早晚、国家言語に包摶される」という強迫観念に駆り立てられている場合が多い。こうした危機感を煽る議論において、国家言語に対しては、「正常化」の原則を楯にその権利を強硬に主張する傾向が見られる一方で、強硬な主張を推し進めるには「コミュニティ内の一糸乱れぬ結束が必要である」という思考に陥りやすい。こうした中、コミュニティ内の異分子、変異については、存在自体を無視するか、同化を強制し、コミュニティの外に排除、追放するケースも見られる。

すなわち、＜地域語＞存続という大義を成就するには、「わがままは許されない」という論理がまかり通る。「わがままは許されない」とは、とりもなおさず「マイノリティの中のマイノリティが手に入れるべき権利は捨象されてよい」ということになる。

一度たりともマイノリティの状態に置かれた人々は、身の回りにあるマイノリティ状況に敏感であることが十分予想される。しかし、マイノリティの中の多数派がその存在を主張するとき、これまで見てきたように、

- ・自分のコミュニティの中に存在するマイノリティに気をとられていては運動の力が分散してしまう。
- ・マイノリティの中の多数派に対し権利請願する少数派は、結局、巨大な敵であるマジョリティから差し向けられた反動分子であり、実は、迎え撃つ敵の別働隊に他ならない。
- ・結局、権利を勝ち取るためには一枚岩の運動をせざるを得ない。

といった、古めかしい権力闘争論に収斂してしまうのである。これを言語保全運動の帰結点としてあきらめるのが、正当だろうか。

こうした問題を解決する処方箋として近年注目されているのが、「公共圏」という考え方の、言語への応用である。「言語をめぐる公共圏」には、2タイプの「公共圏」を念頭に置く必要がある。第一に、「言語の公共圏」、すなわち、ひとつの言語集団が持つ社会的・人

的ネットワークを示す公共圏、第二に、「言語使用の公共圏」すなわち、複数の言語が混在する場で、そうした言語群を使う人間および人間集団のネットワークを示す公共圏である。この 2 種類の「言語をめぐる公共圏」を図式化することによって、言語アイデンティティのぶつかり合いをあらかじめ想定し、これを回避または軽減する言語政策・言語計画を策定し、対立ではなく対話などの手法を通じて複数の「言語をめぐる公共圏」が存在する場を認め合う方向性を示せば、確かに「言語共存」に向け、一定の解決策を示唆すると思われる。

しかし、「言語の公共圏」を設定するとき、そこにはまだ依然として解決困難な問題が横たわる。それは「何を、そして誰を公共圏の構成分子に入れるか」という問題である。例えば、「カタルーニャ語の公共圏」の範囲について考えてみると、「バレンシア語保全運動家」に対して、カタルーニャ語保全運動家は、「カタルーニャ語は<バレンシア方言>を内蔵してこそ、確固たる広がりを持ち、大言語と匹敵する体裁を持ちえる」という立場を譲らないであろう。このように、「言語の公共圏」を想定しようとしても、そのはじめの段階で各言語保全運動体・活動家の事情やプライドを乗り越えられることができず衝突が起こる場合が予想される。そのような局面に至っても言語共存を図る手段として、言語の中には「公共圏を持つには欠格の<方言>があるべき」と決め付けるのではなく、ある言語の内側、内部に完全な体系を有する言語が内在する、という事実を認める、「言語内言語」という考え方方が有用ではないか、と考える。すなわち、「カタルーニャ語の公共圏」のなかに「バレンシア語の公共圏」が内在しつつ共存する、という構図である。

それこそが、人間ひとりひとりが自分の日々使用する複数のことばそれぞれを自分のものとして認識し、自信を持って所有すること、すなわち、「ことばの再身体化に基づく自己のコミュニケーション環境²³の正常化」につながると考えている。

6. CEFR の弱小少数言語保全への適用可能性に向けて

ここまで、イベリア半島における「言語マイノリティ」の多様性とその複層的な関係性について考察した。こうした作業によって、大言語の陰にかくれている弱小少数言語の輪郭が見えるようになる。しかし、こうした弱小少数言語の保全・継承に向けた具体的施策は依然として大きな課題として横たわっている。

本論を終えるに当たって、この課題に対応するひとつの方策を挙げておきたい。それが、欧州評議会（審議会）が策定している CEFR（ヨーロッパ言語共通参考枠）の少数言語保全への応用である。CEFR は、現状では「ヨーロッパで話されている国家言語」が主な対象となっており、これまで各国教育制度においてまちまちであった言語能力の評価につい

て、一定の枠組みとして機能することが期待されている。ヨーロッパでは、EU（欧州連合）および欧州評議会が核となって多言語主義を標榜している（現実は“多国語主義”どまり）が、そのヨーロッパの多言語主義を構成している各国家言語群の能力評価制度に一定の指向性とクオリティを担保した上で平準化し、互いに基準が明快なものにしてヨーロッパ市民の言語習得意欲を向上させようとする方策である。EUがシェンゲン条約のもと、原則として域内の人とモノの流れを自由にしている中、それを構成する国家ごとが別々の言語教育政策を取ることが域内国境を越えた人の流れの現状にそぐわなくなつて来ている今日のヨーロッパにうまく対応した施策として近年注目を浴びている。

この CEFR の特徴としては、

- (1) (フランス語・ドイツ語など言語教育が進んだ言語で実践的に得られたデータに基づき体系的に編まれた) 言語能力の評価基準を他の言語に適用できる普遍的「枠組み」として提供している点
 - (2) 上記の評価基準を用いて言語能力を吟味し、言語学習の進度に応じて継続的に評価・記載・管理してゆく（「言語ポートフォリオ」の利用）のは、言語学習者（話者）自身で、外部の言語テストを必要としない点
 - (3) 評価結果を公表し、言語能力を表明するアイテムとして「言語履歴書」・「言語パスポート」制度を構想している点
- を挙げることが出来よう。

CEFR における(2)および(3)の方針は、ヨーロッパ周縁部に在住する若年労働力の間でますます顕著になっている「L2（第二言語）として英語をマスターすれば十分」という学習言語選択傾向の目先を代え、フランスやドイツなど大陸側の主要国での雇用機会を得るための言語スキルとしてそれぞれの国家言語（公用語）を学習するインセンティブを与える効果が期待できるであろう。

一方、少数言語保全運動の側でも、この CEFR の制度に注目している。例えば、2006 年 4 月末に、ブリュッセルの EU 委員会教育・文化総局（Directorate General for Education and Culture）が直接少数言語保全活動団体の代表を招集するという画期的な形で、「教育制度枠組みの中の地域・少数言語」*Regional and Minority Languages in Education Systems* と名づけられた集会が開催されたが、その中の重要なテーマは CEFR の少数言語への導入であった。

それから一年後には、CEFR を策定した当の欧州評議会内においても、2007 年 6 月 30 日 - 7 月 1 日にストラスブルで行われた欧州地方自治体会議（CLRAE）²⁴ 第 14 回本会議の中で、同じく欧州評議会が策定し加盟各国の調印・批准を勧めている「地域言語または少数言語のための欧州憲章（ECRML）」の理念に基づき、CEFR を、少数言語保全に向けた言語教育に活用すべきであるという勧告第 222 号²⁵が出された。この勧告は、それまで実質上「国家言語」のみを対象としていた CEFR を少数言語に拡大すべきであると、当事者である欧州評議会の主要組織が直接表明したものであり、欧州の少数言語政策と言語教育政策

の合致をめざした第一歩として評価できるであろう。

CEFR の少数言語、特に弱小の少数言語保全政策との親和性を考えてみると、

(1)CEFR は言語テストを要さないので、言語テストを作成し実施するマンパワーがない場合でも、当該言語の「ポートフォリオ」を話者、学習者が利用可能なものとして整え、提供する作業ができれば運用可能である。

(2) 「言語履歴書」・「言語パスポート」によって、少数言語の話者、もしくは少数言語を学習していることを公表し、それに誇りを持つ機会を提供することができる。

の点を挙げることができる。

今後、イベリア半島でも、自治州における公用語の地位を獲得し、すでに話者、言語学習者に対する一定の言語能力評価制度が存在し、公務員選考などにも利用されているカタルーニャ語・バスク語・ガリシア語のような言語以外の弱小少数言語の間でも、CEFR の枠組みを利用して言語保全を図ろうとする言語マイノリティが増えると思われる。それ自体は、農村地域での極端な過疎化が進む状況の中、地元の話者だけでなく、関心を持つ都市の人々を言語継承に巻き込まないと成り立たない弱小少数言語の保全に益するだろう。

しかし、その際、ここまで述べたように、豊富な言語多様性が同居しているイベリア半島の少数言語のすくなくからずで、再び「言語正常化」や「正書法の確定」の名のもとに言語集団の主流派が一方的な規範化に走る可能性が十分にあり得る。弱小の少数言語の保全において、CEFR に限らず、言語能力評価や言語教育に関する既成の仕組みを導入する際には、複数のつづりや発音に寛容な前提を組み入れる、言語内部の多様性を理解していることをその言語の言語能力の一部として評価対象にするなど、少数言語集団の中の多様性についてあらかじめ担保するような仕組みを合わせて組み込む必要性があるだろう。こうした配慮は、ただでさえ少なくなった話者集団間に無用な反目を生まないための少数言語保全運動における作法であるのと同時に、今日、これらの言語に対して外部から関心を持たれる大きな理由の一つが、ミクロな多様性を保持していることに他ならないからである。

本稿は、(1) 1997 年 7 月 AIDLCM: Association Internationale pour la Défense des Langues et Cultures Menacées XVIII Congrès: Luengas menazadas y normalización (国際危機言語文化学会第 18 回大会「危機言語と正常化」) における単独発表 ‘Luengas minoritarias d'o Chapón’ (「日本の少数民族」)、(2) 2007 年 7 月、日本国際文化学会・第 6 回全国大会・セッション C 「国際化時代の言語問題と言語教育」における単独発表「ヨーロッパにおける少数言語保全運動と CEFR [欧州言語共通参照枠]」、(3) 2009 年 3 月、神戸大学国際文化学部異文化研究交流センター(IReC)研究プロジェクト主催セミナー『言語多様性の消滅と保存』における単独発表「スペイン・ポルトガルにおける少数言語保全——言語多様性保全のジレンマとその超克——」の成果をまとめたものである。各発表において貴重なコメントを賜った方々に謝意を記す。

主要参考文献

- 泉井久之助 (1968 年) 『ヨーロッパの言語』岩波書店.
- 樺山紘一 (1979 年) 『カタロニアへの目』刀水書房.
- 渋谷謙次郎・編(2005 年)『欧洲諸国の言語法——欧洲統合と多言語主義——』
- 寺尾智史 (2007 年 a) 「ミランダ語の成立——「单一言語国家」とされたポルトガルで認知された言語——」、『多言語社会研究会・年報』3 号.
- (2007 年 b) 「言語観の日欧比較文明論——“言語外言語”視座から見た“言語内言語”的可能性」、『比較文明』23.
- (2008 年) 「弱小の少数言語・アラゴン語が問いかけるもの——生き残りの可能性とその意味をめぐって——」、『社会言語学』VIII.
- 中塚次郎 (1990 年) 「アラゴン主義」、『シリーズ世界史への問い・8 歴史の中の地域』岩波書店 165-192.
- 宮岡伯人(1987 年)『エスキモー 極北の文化誌』岩波書店.
- Alvar, Manuel (1969) *Variedad y unidad del español*, Madrid: Prensa Española.
- [dir.] (1996) *Manual de dialectología hispánica: El Español de España*, Barcelona: Ariel.
- Alvarez Curriel, Francisco (1997) *Vocabulário popular andaluz*.
- Aracil, Lluís Vicent (1965) *Conflit linguistique et normalisation linguistique dans l'Europe nouvelle*, Nancy: Centre Universitaire Européen.
- Branchadell, Albert (1996) *La normalitat improbable*, Barcelona: Empúries.
- Catalan, D. (1989) *El español: Orígenes de su diversidad*, Madrid: Editorial Paraninfo.
- Coseriu, E. (1980) 'Historische Sprache und Dialekt', in J. Göschel et al. [ed.], *Dialekt und Dialektologie. Ergebnisse des Internationalen Symposiums 'Zur Theorie des Dialekts'*, Wiesbaden, 106-122.
- Flaquer, Lluís (1996) *El Català, ¿llengua pública o privada ?*, Barcelona : Empúries.
- Ferguson, Charles (1959) 'Diglossia', *Word* 15, 325-340.
- Héraud, Guy (1966) *Peuples et Langues d'Europe*, Paris: Denöel.
- Huguet Canalís, Á. (2006) *Plurilingüismo y escuela en Aragón*, Instituto de Estudios Altoaragoneses (Diputación Provincial de Huesca).
- Iordan, Jorgu (1982=1962) *Introductão à lingüística românica*, Lisboa: Fundação Calouste Gulbenkian.
- Jardón, Manuel (1993) *La «normalización lingüística», una anomalía democrática: El caso gallego*, Madrid: Siglo XXI.
- Knörr, Henrike, Begoña Muruaga et al. (2003) *La normalización del uso del euskera*, Vitoria-Gasteiz: Fundación Fernando Buesa Blanco Fundazioa.
- Ninyoles, Rafael Lluís (1971) *Idioma i prejudici*, Palma de Mallorca: Moll.
- Mollà, Toni [ed.] (1998) *La política lingüística a la societat de la informació*, Alzira: Bromera.
- Montoya, Brauli (2006) *Normalització i estandardització*, Barcelona: Bromera.
- Nagore Laín, Francho (2001) *Os territorios lingüísticos en Aragón*, Zarogaza: Publicaciones del Rolde de Estudios Aragoneses.
- Nagore Laín, Francho/P. Puig [ed.] (1999) *Luengas menazatas y normalización: Autas d'o XVIII Congreso*, Uesca/Huesca.
- Pérez Fernández, José Manuel (2006) *Estudios sobre el estatuto jurídico de las lenguas en España*, Barcelona: Atelier.
- Pradilla, Miquel Àngel (2004) *El laberint valencià. Apunts per a una sociolingüística del conflicte*, Benicarló: Onada.
- Rohlfs, Gerhard (1988) 'Fabla chesa del Alto Aragón' in *Archivo de Filología Aragonesa*, XL (*Contribuciones de G. Rohlfs a la filología aragonesa*), Zaragoza: Institución Fernando el Católico, 181-189.
- Salvador, Gregorio (1992=1986) 'La lengua de los discursos del General Franco' in

Política lingüística y sentido común, Madrid:Istmo, 169-180.
Sotelo Blanco, Olegario (1991) *A emigración galega en Catalunya*, Santiago de Compostela.
Terao, Satoshi (2008) ‘Ecos de la lhéngua mirandesa an ne Japon’, in *Tierra de Miranda, Revista do Centro de Estudos António Maria Mourinho*, 3, 80.

注

¹ フアーガソンが挙げた例においても、現代ギリシアにおける「L」とされている民衆語（ディモティキ）と「H」とされている古典語（カタレヴサ）の上下関係は揺れ動いており、

² 権山は、現地に多かったアンダルシア移民を、「スペイン語」ならまだしも、「カスティ（一）リヤ語」母語話者として決め付けているところに、限界があるとも言い得るが、1970年代後半という年代背景を加味すれば、インフォーマントも調査者も、「アンダルシアではカスティーリヤ語が話されている」と信じて疑わないという「常識」を前提で調査が行われたことは致し方ないであろう。

³ ことばを用いるすべての人間・コミュニティに潜在的に備わっている権利を「言語権」とすると、それらすべての権利が主張・履行されることとは、倫理的に成り立つとしても、経済的、もしくは法的に実現不可能であると考えられる。こうした中、自己同一化したいと希求することばがある者は、自ら請求することによってはじめて、その言語使用をめぐる権利が設定されるという考え方。これは、従来からある「請求権」の考え方を土台に、「言語権」を捉えなおしたものである。こうした考え方方に立脚すれば、いうまでもなく、自分のことばの独自性に無自覚・無頓着な者に対しては、言語使用をめぐる権利は「休眠状態」にある。これを「正しい」状態とみなすかどうか、また、「正しくない」として、当事者以外（コミュニティ外部の第三者）が当事者を「覚醒」させる（または「啓蒙」／「教育」する）ことは許せるのか、という問題が横たわる。

⁴ 二重母音出現箇所の異同、子音の前の -b-, -c-, -m(n)-, -p- の消失・後続子音への同化など。

⁵ フランコに限らず、ナポレオンや明治初期の薩長出身政治家のように、国家体制の視座からすれば濃厚な周縁性を出自として持つ人間が国家の中核を担い、中央から周縁性を抑圧する例は多い。

⁶ 「二次方言」の概念的説明は Coseriu (1980).

⁷ 本論では、国家よりひとつ下位の行政区分（スペインでは自治州）において、その行政区分を代表する公共団体の法律によって公用語として認められているものを＜地域語＞とする。

⁸ 例えば、Alvarez Curriel (1997:14) は、「アンダルース（アンダルシア語またはアンダルシア方言）はカスティーリャーの劣悪な訛りだ」という考え方アンダルースの評価への障壁になつていると指摘する。

⁹ 宮岡伯人(1987:187-189)「分岐と原郷」

¹⁰ Elio Antonio de Nebrija, 本名 Antonio Martínez de Cala y Xarana. 1444 年、現在のアンダルシア地方南西部レブリハ Lebrija (セビーリャ県) に生まれた。1492 年に、スペイン女王イサベルに *Gramática de la lengua castellana*『カスティーリヤ文法』を奉じた。当時ヨーロッパで話されていた言語に関するはじめての体系的文法書として重要。また、その序文に書かれた「疑う余地なき結論として、言語は帝国の朋友である」という表現は、規範言語がその後の帝国主義と不可分一体のセットで流布されるさまを見通した言説として注目されている。

¹¹ スペイン語表記で Mozárabe。イスラーム王朝の治下にあったイベリア半島南部で暮らしていたキリスト教徒によって話され、一部アラビア文字（すなわち母音が表記されない）で書かれた。一方、イスラームでありながら言語的にロマンス系言語を話す話者も過去存在した。このうち、国土回復運動の完成後もスペインに残存したイスラームの話したことばはムデ哈尔 Mudéjar 語やモリスコ Morisco 語と呼ばれる。

¹² スペイン語表記で Ladino。イベリア半島に居住する（スファラディ系）ユダヤ教徒によって話され、一部ヘブライ文字（すなわち母音が表記されない）で書かれたロマンス系言語。話者は南部イスラーム国に多かったが、北部キリスト教国でも話された。国土回復運動・ユダヤ人に対する異端審問を経た現在も、主にディアスピラによってスペイン国外に居住するスファラディ子孫によって細々と話されている。ユダヤ＝スペイン語とも呼ばれる。

¹³ 一方、現在のアンダルシア＜方言＞（群）は、モサラベなどのことばとは直接関係なく、モサラベが北方のカスティーリャ語に完全に吸収された後に、カスティーリャ語、すなわちスペイン語が規範言語として力を持ち始めた16世紀以降（13世紀以降の北方からのキリスト教徒植民をその説の補強に使う場合も見られる）、カスティーリャ語から派生したものであるとのモデルを力説するスペイン人言語学者も、アルバル Alvar (1996) を含め多い。しかし、まさに、上記の著作において、モサラベの言語のアンダルシア＜方言＞における痕跡が述べられているなど、その論理は整合性を欠いている。

¹⁴ この議論をすり抜ける論法として、11世紀以降、西地中海におけるイスラーム王朝の「原理主義化」によって、それまでのズインミー（非イスラーム民）への寛容な態度が変容し、モサラベを圧迫するようになった。このため、モサラベの大半が北方キリスト教国に逃亡し北方キリスト教徒に包摂された、という説明がなされる。しかし、南方にどれだけのモサラベが残ったかは明確に示されておらず、また、北に逃亡したモサラベ多くが北方キリスト教国のレコンキスタ最前線に配置された事実からしても適當とはいえない。

¹⁵ F. Nagore/P. Puig [Ed.] (1999) はこの大会の大会報告書であり、発表者の論文集となっている。

¹⁶ 中世以前（古代）には、その地名研究からバスク語の変種が話されていたと推定されている。

¹⁷ J. Saroïhandy (1867–1932). フランスの言語地理学者。

¹⁸ G. Rohlfs (1892–1986). ドイツの言語地理学者。

¹⁹ A. Kuhn (1902–1968). ドイツの言語地理学者。主著に «Der hochrheinische Dialekt»; *Revue de Linguistique Romane*, XI, 1935, pp. 1-312 (Leipzig, 1936)

²⁰ M. Alvar (1923–2001). スペインの言語地理学者。言語多様性を研究したが、王立スペイン語アカデミーの会長を務めるなど、規範スペイン語の番人としての一面も持つ。参考文献参照。

²¹ 筆者は、2006年5月に、アラゴン州北部、ピレネー・アラゴンの中心都市ウエスカにある、大会の主催者であった、アラゴン語評議会を訪ねた。その際、筆者の他にミュンヘン大学（リュートビッヒ・マクシミリアン大学）の言語学教室に所属する大学院生で、アラゴン州都サラゴサに居を構えながら、ピレネーのアラゴン語が残るとされる村々を回っている訪問者がいた。彼は、自分があらかじめ録音しておいた住民の発音を聞かせて、「アラゴン語っぽいか？・スペイン語っぽいか？」・「洗練されているか？・田舎っぽいか？」とたずねるアンケート、さらには、ピレネーの各谷で、変化する語彙のどれが、自分にとって一番ふさわしい形かを訊ねており（例えば、アンケート項目の第一項は、規範スペイン語では el となる、男性定冠詞について、lo / o / ro のどれがよいかを訊ねるといったもの）、実際評議会でもメンバーをインフォーマントとしてこう

した作業を行っていた。かかるアンケートをするにあたっての、依頼文は以下の通りである。「アラゴン語の公用語化の可能性を考えるうえで、公用語建設において、どの選択肢があなたの立場を代弁しますか？」彼は、アラゴン語母語話者でも、アラゴン州出身者もしくはその子孫でもないにもかかわらず、この調査票によって、「公用語化するには、多数決でアラゴン語の多様性をひとつに糾合せねばならない」、という、彼の思い込む「アラゴン語正常化」の方向性を披瀝しているのである。しかも、彼は、「うちの言語学教室でフリウリ語（註：イタリア北部・アルプス南麓地域に話者を持つロマンス諸語の少数言語）をサポートしたときは、うまくいき、いまフリウリ語があるのは、われわれに負うところだ。なのに、アラゴンの人たちは、もともと非妥協的なうえ、こうしたアンケートに対しても概して非常に非協力的で、こんなことではアラゴン語の将来は危うい」と言う。今日においてこのような、未熟かつ調査者の主観に阿った言語観のもと、調査者の意図する正常化を打ち立てるために言語調査をする、といった例は、さすがに稀であろう。しかし、これまで行われた高地アラゴンにおける言語調査は、多かれ少なかれ調査者側の意図をともなうものであった。

²² 表あげた、イベリア半島における「正常化」の多様な方向性は、実際には多様な言語状況を有し、そのひとつひとつが運動として起こりうる可能性を持つ日本列島における今後の言語多様性保全に示唆を与えるものと考える。問題は、イベリア半島に終始するものでは決してない。

²³ 「自己のコミュニケーション環境」とは、単一の母語をさすのではなく、複数の母語がある場合や、学習によって獲得したL2、L3などに、母語同様愛着を持つ、といったことを含めた、個人におけるコミュニケーション様態の総体のことである。】

²⁴ ヨーロッパにおける地方・地域レベルでの民主主義を代弁する欧州評議会の機関の一つ。「欧洲評議会加盟国外相閣僚委員会」、「欧洲評議会加盟国議員会議」、「欧洲人権裁判所」、「事務局」に並ぶ欧洲評議会の主要機関。

²⁵ Recommendation 222(2007).なお、CLRAEは、Congress of Local and Regional Authorities of the Council of Europe という正式名称が示すとおり、「ローカル自治体院」Chamber of Local Authoritiesと「地域院」Chamber of Regions の二院制議会であるが、勧告第222号は「地域院」で審議された。これは、本勧告の対象が、より「地域言語」に重心を置いている証左である。なお、勧告案はA.J. Mulder(オランダより選出) A.Temsamani(ベルギーより選出)の2地域院議員によって提出された。ヨーロッパの少数民族語保全運動の中でCEFRの導入に最も積極的な西フリースラント語保全運動の中心的組織である西フリースラント語アカデミー(Fryske Akademy)のメンバーが運営の中心となっており、EU委員会教育・文化委員会が公的支援している「多言語主義と言語習得に関するメルカトル欧洲調査センター」(Mercator European Research Centre on Multilingualism and Language Learning)によるヨーロッパ各国における調査報告がこの勧告案の土台になっている。

II 講 演

神戸大学大学院 国際文化学研究科 異文化研究交流センター(IReC)

平成20年度プロジェクト

「多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究」

第1回講演会

ヨーロッパにおける多文化共生 —イスラーム教徒移民の社会統合—

日時・場所

2008年10月3日(金) 17:00-

神戸大学国際文化学部・大学院国際文化学研究科

E棟4階 大会議室

アクセス <http://web.cla.kobe-u.ac.jp/static/maps.html>

参加自由・無料

講師

内藤正典 氏

(一橋大学大学院社会学研究科教授)

講師略歴

1956年東京都に生まれる。

1979年東京大学教養学部教養学科卒業(科学史・科学哲学分科)。

1982年東京大学大学院理学系研究科地理学専門課程中退。博士(社会学)。

専攻はイスラーム地域研究。現在、一橋大学大学院社会学研究科教授。

主著に『イスラーム戦争の時代—暴力の連鎖をどう解くか』(日本放送出版協会)

『ヨーロッパとイスラーム 一共生は可能か』(岩波書店)

『なぜ、イスラームと衝突するのか 一この戦争をしてはならなかつた』(明石書店)

『アッラーのヨーロッパ 移民とイスラーム復興 中東イスラム世界』(東京大学出版会)

など多数。

お問い合わせ

石川達夫研究室

Tel/Fax: 078-803-7474

E-Mail: ti@kobe-u.ac.jp

異文化研究交流センター (IReC)

Tel/Fax: 078-803-7650

E-Mail: irec@ccs-srv.cla.kobe-u.ac.jp

<http://www.cla.kobe-u.ac.jp/IReC/>

IReC

主催 神戸大学大学院 国際文化学研究科
異文化研究交流センター

共催 文部科学省 大学院教育改革支援プログラム
「文化情報リテラシーを駆使する専門家の養成」

講演

ヨーロッパにおける多文化共生

—イスラーム教徒移民の社会統合一

<日時> 008年10月3日（金） 17:00 - 19:00

<場所> 神戸大学国際文化学部・大学院国際文化学研究科 E棟4F 大会議室

<参加人数> 72名

講師 内藤正典氏略歴

一橋大学大学院 社会学研究科教授。

1956年東京都に生まれる。1979年東京大学教養学部教養学科卒業(科学史・科学哲学分科)。1982年東京大学大学院理学系研究科地理学専門課程中退。博士(社会学)。専攻はイスラーム地域研究。現在、一橋大学大学院社会学研究科教授。主著に『イスラーム戦争の時代—暴力の連鎖をどう解くか』(日本放送出版協会)、『ヨーロッパとイスラーム 一共生は可能か』(岩波書店)、『なぜ、イスラームと衝突するのか—この戦争をしてはならなかった』(明石書店)、『アッラーのヨーロッパ—移民とイスラム復興 中東イスラム世界』(東京大学出版会)など多数。

先ほどご紹介いただいた私の経験について、最初に少し補足してお話ししようと思います。私はもともと理系の出身で、物理を専攻していたのですが、不幸にして物理にはつづく才能がないと思って文科系に移りました。そして大学院では地理学を専攻しました。そもそも修士課程まで私のやっていたことは近世農業の肥やしの研究だったのです。私はその後シリアに行って乾燥地の農業技術の研究をやっていたのですが、そのときはすでに砂漠化がかなり進行していました。シリアでは一つ一つ村を訪ねていって、水利慣行、つまり水をどうやって使っていたかということを百ヵ所くらい調査しました。そして、それに関して英語で書いた論文がシリア当局に読まれたところ、我々の研究の中に反政府的な活動にあたるところがあったらしく、それが原因で我々は当局からもう二度とシリアに来るなど脅されたのです。それは1980年代の前半だったのですが、それまでにシリア当局は反政府的な人々を相当処分していますので、我々もいつやられても不思議はない判断して、仕方なく場所を変えようかということになったのです。真面目な人はちゃんとアラブならアラブだけをやるのですが、私の場合はこれが契機となって単にアラブを研究するのが嫌になって、別のものに目を向け始めました。

中東においてはだいたい3つの大きな文化的要素があるのですが、1つはアラブ、そして2つ目はイラン、ペルシャの文化ですね。そしてもう1つがトルコです。シリアから追い払われたのは80年代で、当時イランでは既にイラン革命(1979年)が起こってしまっていて、ここでイランに行っても同じ目に遭うことは分かっていましたし、人と直接会つ

て話をして生の人間の声を聞くことからフィールドワークを行おうというのが自分の研究スタンスの前提にありましたので、イランに行ってこれをやると即日国外退去にされるだろうし、やはりここは無理だろうということで、結局残ったのがトルコだったのです。しかし1990年代の前半くらいまでのトルコというのはさほど民主化されていなかったので、ここもやはり危なかったのです。だから今現在のことを誰かが調査しようとしても、そもそも調査許可が下りないので。どこかの文書館に行って許可された決まったものだけを読んでくるという、かなり限定された厳密な許可をもらわないと調査目的でトルコには入れませんでした。

では、私はどうやってトルコに入ったかというと、その当時日本学術振興会の研究連絡センターというものがまだトルコにありまして、私はトルコ語が不得手なのに履歴書にトルコ語ができると書いて送りました。すると何をどう間違ったか通ってしまい、実際に行ってトルコ語を勉強して、2年経つうちにできるようになっていましたが、結局一番トルコ語を勉強したのはトルコで運転免許を取るために教習所に行ったときです。さすがにアクセルとかブレーキとか、それを間違えるととんでもないことになるのできちんと覚えました。そのとき分かったのですが、トルコの自動車関係の名称は全部フランス語なのです。ハンドルのことをレクシオンといいますし、クラッチのことをデクリヤージュといいます。近代文明に関する言葉というのはトルコ語にないので大体フランス語から借用していますが、このようなことからもトルコがまさにイスラーム圏とヨーロッパの接点の位置にあることが分かります。他にも、今はもうないのですが、旧式の公衆電話をかけるときに使うコインをフランス語でジュトンといいますですが、トルコではそれをジェトンといいますし、バスのターミナルのことをトルコではガルというのですが、これもフランス語のガール（「駅」の意）から来ています。詳しくは、「車のガル」なのでオトガルというのですが、フランス語の単語を日本語風（ローマ字式）に読むとそのままトルコ語になることがありますので、分らない言葉があつたら何となくフランス語をローマ字式に読めば当たるという奇妙なことがあります。例えば「差別」の discrimination をフランス語風にディスクリミナシオンというとトルコ人は分かります。

私はトルコをイスラーム圏の1つの国として研究しようとしていたのですが、実際行ってみるとトルコの中にヨーロッパの要素が広く入っていることが分かります。例えば朝パン屋に普通に行ってパンを買うときには「バゲット」と言って買います。中東のパンというのは平べったくて丸いパンが多く、もちろん田舎に行きますとそのようなパンがあるのですが、「国民のパン」と言いますともうバゲットになっています。トルコに住むうちにだんだん分かってきたのですが、トルコは建国以来85年かけて何とかして国民をヨーロッパ的に啓蒙しようとして、国民の日常に深く関わるパンまでヨーロッパ的に作り変えてしまったのです。またトルコの国内には5つもの国立歌劇場がありますが、ここでは西洋のオペラをやります。私はバレエを見に行ったことがあります、女性のダンサーはいいのですが、男性がどうも毛が濃くてむさくるしい感じでバレエにはあんまり合わないなど

思いました。ただ、涙ぐましい努力をしてヨーロッパに近づこうとしているのがひしひしと感じられます。

結局、中東文化の1つの要素として私はトルコを選んだのですが、90年代に入りますとトルコではイスラームの復興という現象が起きてきました。実はトルコという国は、フランスをモデルとして自国を「完全な世俗主義の国である」と憲法で決めてしまっているので、公の領域に宗教が出てきてはいけないのです。それだけではなく、国が宗教を管理するというようになっています。政教分離というのは本来、政府も宗教に関与してはいけないけれども宗教も政府に関与してはいけない、この2つが成り立つのが政教分離だと日本人なんかは考えますが、トルコの場合は、政治が宗教を「管理する」、しかし宗教は政治の場に出てはいけない、そのようになっています。そのため問題がよく起こります。日本で政教分離の話題で一番政治的な問題になるのは政治が宗教を利用するという場合で、もちろんトルコでもそれは問題になるのですが、それ以上に、例えば大学で女子学生がスカーフやヴェールを着用して大学の中に入れるかというと、入れないのです。正門のところで守衛に門前払いされるのです。似たようなことはフランスでもありますが、トルコには大学の服装規定がありません。ないのに問題にされることに対して当然女子学生の側から反発が起きますから、そのことをめぐってトルコはずっと揉めてきた。1990年代を通じてイスラームが公の領域に可視化されてきたのですが、従来トルコではそのような流れが強まると、世俗主義を守ろうとする当局と軍がそれを叩いて、その政党を解散に追い込んだりクーデターを起こしたりとかそういうことをやっていました。しかし2000年以降、特に2002年のEU首脳会議以降になると、トルコがEUの加盟交渉をすることに対してEU側が態度を変えてきたのです。

それまで40年間トルコは実はEUの前身であるECに入りたいと言い続けていました。しかしヨーロッパ側は、トルコは民主化が不十分で人権が守られていない、特にクルド人などの少数民族の人権が守られずに抑圧されているから加盟は不可能だと言い続けてきました。トルコは条件をまだ満たしていない、ということです。ところが2002年以降になってEU側の態度が変わります。ついにEUはトルコを入れるつもりなのかな、と私は思いました。そしてEUは2004年のEU首脳会議で翌2005年から加盟交渉を開始することを決めます。そのとき私はとうとうこの状態が変わると驚いたのですが、2006年になるとEU側が交渉の一部を凍結させてしまいます。

このことに関して私はどう考えても合理的な理屈があつて止めたとは思えないですね。どういうことかというと、2001年の9.11事件以降ヨーロッパ諸国の中で反イスラーム感情が強まっていきます。ヨーロッパにとってこれは我々の想像以上に深刻な問題ですが、それはなぜかというと、実はヨーロッパにはイスラーム教徒の移民の人々がたくさんいるからなのです。どれくらいいるのかは、宗教で人口統計となっているわけではないのではっきり算出できるものではないのですが、大体1,500万から2,000万の間くらいではな

いかといわれています。内訳は、フランスが大体 500 万から 600 万くらい、ドイツが大体 300 万くらいはいるだろうといわれ、イギリスの場合は 160 万から 180 万くらいといわれています。全体として人口の 5%くらいをイスラーム教徒が占めているわけで、その中にはイスラームに改宗したヨーロッパ出身の人もいますが、圧倒的に多いのは第 2 次世界大戦後に移民としてヨーロッパに渡り、ヨーロッパの製造業に携わった人たちがそのまま残ったケースです。

そのヨーロッパのイスラーム教徒に関して、9.11 事件以降非常に興味深い現象が起きます。それは何かというと、ヨーロッパの中でも特にオランダとか、デンマークとかは割と「寛容」ということを強く言ってきた国で、多文化共生とか多民族共生のモデルとして扱われてきました。しかし 9.11 事件以降、その年（2001 年）の 12 月末までに同じ国にいるイスラーム教徒の移民に対する暴行事件が一番多かったのは実はオランダであった、ということです。60 件から 70 件近く起きています。ドイツの方が移民嫌いの様相をはつきり見せているので、私はドイツが一番多く起こるのかなと思っていましたが、現実は意外なことにオランダだったのです。

私はその年の 12 月にたまたま学生を連れてオランダへフィールドワークに行って、その時にオランダで多文化共生に携わっている人たちになぜこんなことになったのかと聞きました。オランダ人の答えも、なぜこんなに激しいリアクションが出てきたのか分からず、私たちも驚いているというものでした。今度はイスラーム教徒の移民たちの側に実際どういうことが起こったのか話を聞くと、小学校に石を投げられてガラスを割られた、とか、放火されたとかいうことでした。放火のほうは後に反イスラーム感情によるものではなく移民どうしの喧嘩だったということが分かったのですが、石や火炎瓶を投げつけられたとかいう小規模な事例は無数にあったそうです。それから普通の人に聞いてみると、ヴェールをかぶっている女性が唾を吐きかけられて「お前のような原理主義者はとっとと国へ帰れ」と罵られる、あるいは知り合いが通っているバーで飲みましたら罵詈雑言を吐かれるなどの事例が確認されました。60 件とか 70 件とか言っているのは、オランダ政府が認めた暴行事件の数なので、実際にはもっと多いと思います。

そこで私は「あなたの国は『寛容』がうりではなかったのか」とオランダ人に聞いたら、「いや、そうだったんだけど・・・」といって戸惑うのです。その頃から色々な話を聞いていて分かってきたのですが、現地へ行って調査している私たちの側が「寛容」という言葉を誤解して勝手に理解しているということに気がつきました。寛容と並んでよく使われる言葉に「多文化主義」というものがありますね。日本で多文化主義というと、他の民族の人々や他の文化を持つ人々と生きていくうえで、同化主義に対比させて多文化主義のほうがうまくいくというように考えがちです。日本はどちらかというと同化主義が強いですが、それでもやはり多文化主義の方が多民族共存のためにはいいと考えがちです。そういう点で言うならオランダは多文化主義を制度的に保障してきた典型的な国です。

ではなぜそのような国でこのようなことが起きたのかというと、実はイスラーム教徒が半世紀近く隣にいたのにオランダ人は彼らのことを知らなかったのです。大体オランダに移民が入ってくるのが 1960 年代からなのですが、多いのはトルコ系、モロッコ系、それからスリナム出身者でした。スリナムというのはカリブ海に面した南米の国で、なんであるところにイスラーム教徒がいるのかと思うかもしれません、スリナムは植民地時代にはオランダ領で、オランダ人はそこで働かせる労働力として現在のパキスタンの地域や中国などから労働者を連れて行っており、彼らの中にイスラーム教徒がいたからなのです。そしてスリナムが独立するときにオランダへ渡った人たちの中に彼らも入っていたのです。インドネシアの人々はオランダから独立するときに揉めた経緯があるので意外と少ないです。実際、オランダの人口 1,600 万のうち、100 万近くイスラーム教徒がいますが、その人たちの多くは大都市に住んでいるわけですから、ものすごく人口密度の高いオランダでは、その大都市で移民の顔をつき合わせてみているはずなのです。アムステルダムに行く機会があったら、アムステルダム中央駅の前に立ってどんな顔の人が通るかを見たら一目瞭然です。本当に白から黒まで見事なグラデーションになっています。色々な肌の色の人々がいるのです。しかし実はお互いのことを知らなかった、知ろうとしていなかった。問題はそこにあったのです。イスラーム教徒の人もたくさんいるのも分かっていたのに、彼らが何を考えて、どういう点に不満を持ち、あるいはどういう点でオランダのことを好きだと思っていたのか、コミュニケーションがなかったゆえに結果的に知ることがなかったということです。

そして 9.11 事件が起きた後突然、隣人であるイスラーム教徒がひどく危ないやつだというように今度は思いこんでしまうようになります。日本の現状を考えてみても、隣国に対する嫌悪感をどうやってあおるかということはメディアを見ていれば分かりますが、オランダの場合も実は全く同じことが起きていたのです。

この後オランダでは一つの事件が起きます。それはアヤーン・ヒルシー・アリーというソマリア出身の女性をめぐる事件でした。この人は自分では、大変悲惨な少女時代を送ってオランダに難民として亡命して、その後確かにライデン大学の法学部で勉強して弁護士の資格を取り、オランダの自由民主党という政党の国会議員にまでなった人です。彼女は、画家ゴッホの子孫であり、後にイスラーム過激派に暗殺されてしまう映画監督のテオ・ヴァン・ゴッホに『サブミッション（服従）』という自作の映画脚本を提供します。そこで彼女はソマリアのイスラーム社会がいかに非人道的なことをするかということを切々と自伝として書きました。そうしましたら 9.11 事件以降のブッシュ政権下のアメリカで、共和党系の人々やネオコンの人々にひどく受けました。ところが、その映画監督がこのサブミッションという映画がもとで暗殺されてしまいます。どういう内容かというと、ヴェールをかぶった一人の女性のモノローグなのですが、自分の生き立ちの中でいかに親族から迫害や虐待をうけ、それがいかにイスラームと結びついていたかということをその女性が語る

というものです。しかし、その中で一つだけありえない演出をしてしまったのです。それは何かというと、黒いヴェールを被ってほとんど顔を隠している女性が、つまり敬虔なムスリムであるということを示しているのですが、それなのに彼女の服装がシースルーという演出です。つまり胸から下が見えてしまっているのです。そんな格好を敬虔なムスリムがするはずがありませんし、おそらくこれをイスラーム教徒が見たら激怒したと思います。語っている内容が本当かうそかという以前の問題で、ヴェールを被るような女性ならば絶対に社会に対して胸が見えたりするような格好をするはずがないので、ゴッホ監督は意図的に演出をしたと思われます。

ところがオランダ社会は映画の演出がもとで監督の暗殺に至るというこの反応に対して非常に激怒します。そして「イスラーム教徒は表現の自由を認めない。こういうことに彼らの不寛容があらわれているのだ」という形で猛烈な反イスラームキャンペーンを展開させます。2002年にはピム・フォルタウインという政治家が登場して、露骨に反イスラームというのを掲げて総選挙で突然勝利してしまいます。この人も後で暗殺されてしまうのですが、彼はイスラーム教徒に殺されるのではなくて、同性愛のもつれで殺されました。フォルタウインの後にもウィルダーという人がいまして、今現在オランダの政界の中で次に出てくるチャンスをうかがっているのですが、この人も露骨に反イスラームの立場の人で、イスラーム教徒の移民に対する規制を強化しようということを強く訴えています。

それに加えてここ数年の中に、ヨーロッパ各国は移民たちを統合させるため、様々な居住許可や永住権を与えたり国籍を付与したりするときに、移民の統合度テストというものを行っています。イギリスもフランスもドイツもオランダもやっていて、オランダでは例えば日本人でオランダ人と結婚した人もこのテストを受けなければいけない。私の指導学生でオランダ人と結婚した人がいるので聞いてみたのですが、日本人に行なわれるテストはせいぜい言語テスト程度で、あとはオランダの制度がいかに民主的かということを言っているかということです。ところがオランダの場合にはたちの悪いことに、トルコ人やモロッコ人など、主たるイスラーム教徒の移民に対しては別の内容のテストがあるそうです。その典型として出てくるのが、同性愛者の写真を見せて嫌悪感を示すかどうかでチェックする、というものだそうです。嫌悪感を示した場合はオランダ社会に適応していないと判断されます。確かに同性愛に対して嫌悪感を示すかどうかがいいか悪いかというのはまた別問題ですが、イスラーム教徒でしかも敬虔な人の場合同性愛は認めていませんので、そういう写真を見せられればおそらく嫌悪感を持つことになる。それが顔に出てしまったら居住許可は与えられない、ということになってしまふのです。以上は一つの例ですが、オランダでは現在そういうことを行っているということです。

ここで確認したいのは、同性愛に関して不寛容だったところをだんだん寛容に変えていくというプロセスからすれば、同性愛に対して嫌悪感を持っていることは確かにオランダ社会に馴染まないということもいえますが、一方でそれを踏み絵にして、同性愛に嫌悪感

を持つなら出て行けということも許されるようになった、ということです。つまりオランダ人自身は 9.11 事件以降も多文化主義にもとづく寛容が変わったとは思っていないのです。ここは大事な点でして、彼ら自身は自分たちの社会は 9.11 以降も相変わらず寛容であり、不寛容なのはイスラーム教徒の側だ、と決め付ける言説がオランダでは急に支配的になったということです。一旦そうなってしまいますと、両者の壁は非常に厚いものになってしまいます。皆さんご存知のとおり、オランダは小さな国で大都市部の人口密度は非常に高いので、隣人としている人間が不愉快だとされた場合、共存するのが非常に困難になります。つまりオランダの場合、どこかへ隔離することができないのです。

ちなみに先ほどのヒルシ・アリーという女性ですが、国会議員になったことは先ほどお話ししましたが、そのあとの展開が非常に劇的で、その後同じ政党の移民担当大臣から「お前の経歴はウソだ」と明かされてしまいます。これはオランダの国営放送で、アヤーン・ヒルシ・アリーの自伝がウソであるという恐ろしい内容のドキュメンタリーを放送してしまい、その中で実は彼女一家というものはソマリアではなく、ケニアのナイロビ近郊の裕福な商人の家であったことが明かされたのです。そして本人もそれを認めます。移民担当大臣はそれをあるまじきこと、つまり難民だと偽って入国したということになるので、国会議員の国籍剥奪を実行して彼女に国外退去を迫ります。ヒルシ・アリーの方はその時アメリカの研究所と既に契約を結んでおりまして、アメリカに行ってしまったのです。ところがその後彼女はアメリカでボディーガード代が払えないということで最近またオランダに戻ってきました。

アメリカで彼女はイスラーム教徒の家に生まれながら反イスラームの宣伝活動に熱心だった人と認識されています。つまり、ヒルシ・アリーはもともとイスラーム教徒の家に生まれているので、彼女自身が「あんな宗教冗談じゃない、女性の人権を侵すような宗教は嫌いだ」というとアメリカでは一部の人からもてはやされる。オランダでもそうです。しかし多くの普通のイスラーム教徒は、あんな迷惑な存在はないと思っています。つまり彼女の語っているイスラームが活字になっているために、みんなそちらの考え方に行ってしまうわけで、そうすると普段別に大して世論を動かすことのない普通のイスラーム教徒の人たちまで、「あの本で読んだけど、イスラームというのは女性の人権を抑圧し暴力を肯定する宗教なのか」と言われ続けてしまい、普通の生活をしているイスラーム教徒の側もどんどん追い詰められていくことになるわけです。今のヨーロッパはおそらくそういう状況です。

メディアの流すイスラーム認識の問題に関してもうひとつ例を挙げましょう。東京に住んでいると、世界のどこかでテロが起きたときにマスコミからコメントを求められることが多いのですが、2005 年 7 月にロンドンでテロが起きたときにも、私はやはりマスコミからコメントを求められて、その日もある民放の局に呼ばれて夕方頃にスタジオへ行きました。それは事件が起きた当日でしたが、驚くことに放送局に行くとすでに「アルカイダ

の犯行説」というフリップができていました。そして打ち合わせの段階でディレクター側から「アルカイダですよね」と確認されました。私は起きた瞬間にアルカイダかどうか分かるわけがないので、そんなこと分からないと答えて、続けてなぜそう思うのかを尋ねてみました。するとディレクター側は外国の通信社からすでにそのような情報が入っている、と言い、それはどこかと聞くとアメリカの通信社というのです。

アメリカは、事件が起きた瞬間にアルカイダ犯行説を凄い勢いで流します。それはなぜかというと、当然のことながら9.11事件の首謀者たちがアルカイダであり、その後アメリカはアフガニスタンに侵攻し、その後イラクに戦争を起こしているわけですから、それはすべてアルカイダというアメリカにとっての敵、文明に対する敵を倒すための戦いだという論理がアメリカでは容易に成り立つからです。そうすると、どこかでテロが起きるとアメリカ政府はいち早くアルカイダ説を過剰に流すことによって、自分がやっている戦争を正当化しようとする方向に動きます。どうしてもそうなってしまうのです。

困ったのは日本のメディアはアメリカからの情報、例えばCNNの情報などがたくさん入ってくるために、それを鵜呑みにして「アルカイダの関与」という言葉がすぐ出てくることです。しかし、研究者としてコメントを求められてもアルカイダであるという確証はありません。証拠がないのでそうしか言いようがない。そこで私ははっと気がついたのですが、「アルカイダ」って実は固有名詞ではないということです。「アル」は定冠詞で、「カイダ」というのはアラビア語で拠点とかセンターという意味の普通名詞ですから、例えば大学の何とかセンターとかをアラビア語に訳そうとするとこれもアルカイダと訳せる。しかもアラビア語というのは後ろからいろんな修飾語がかかってきます。だから最初の言葉を見ると「アルカイダ」となりますが、その後ろに色々な言葉がかかってきて、例えば「イラクの秘密のアルカイダ」とか「ヨーロッパの秘密のアルカイダ」とか、あるいは「ヨーロッパの聖戦のアルカイダ」にもできるわけです。この「アルカイダ」の部分は先ほども申しましたようにたんに拠点という意味ですが、日本語などと違いまして形容する語句が後ろにかかるので、ローマ字に転写するとこの「アルカイダ」の部分が冒頭に来てしまうのです。そうすると、これは双方ともに知りながらやっているとは思うんですが、欧米の人は冒頭を読んですぐ「あ、アルカイダだ」と思ってしまうようになります。最初が一緒なら全部あの「アルカイダ」にしてしまうのですね。日本人たちも同じですが、「アルカイダ」とついていたらみんな同じものだと思ったのです。

話は戻りますが、このことを踏まえて先ほどの民放のディレクターに私は「アルカイダと書いてあっても、以上のような理由から皆さんができる有名なアルカイダと今回の事件のものが同じどうかは分からぬですよ」と答えました。要するに、そこに気づいてほしいということを言いました。そうすると放送局の人は「え、そうなんですか？ アルカイダと言っているものは全部同じじゃないんですか」と言ったので、私は放送局の人もそのことを知らないと言うことに気づきました。続けて私は「じゃあ、〇〇組と××組という「組」は同じ組織ということで報道するのか」と尋ねたら、それはできません、という。

「それならば少なくともアルカイダ犯行説は、事件が起きた当日の段階では証拠がないので報道として取り上げるべきではない」といって押し返したのですが、その後がまた大変でした。で、キャスターの人には「少なくとも証拠はないので、アメリカの報道を鵜呑みにすることはできない」ということを繰り返し言つて何とか説得しましたが、ただ、事件全体の構図をどのようにするかに関して、アメリカから非常に途方もない力が働いていることはよく分かりました。

このロンドンのテロについては数日後に、スコットランド・ヤードつまりロンドン警視庁がアルカイダの直接的犯行ではないだろうというコメントを出しましたので、事件に関しては重大ですが、少なくとも余計な情報が錯綜しなくてよかったですという思いがしたのを覚えております。同時に、テロが起きたときにパキスタンかアフガニスタンの山の中にいるときれているアルカイダがわざわざロンドンまで出てきてあんなことをするわけがないだろうというのも思っていました。というのはイギリスにいるイスラーム教徒の移民の中でも、パキスタン系移民2世3世の若者たちの失業率が40パーセント近くと、異常に高いからなのです。そのような状況下で高等教育を一生懸命受けても、職がなく将来の展望がないという状況におかれていれば、当然様々な社会的政治的不満を抱く人はいるわけですから、その中から過激な勢力に吸い寄せられる人がいたとしても不思議ではない。もちろん私はその現場にいませんから断言はできませんが、論理的に言ってそれはありうることだとは思っています。

ちなみに、その事件の前後にイギリスに行ったイスラーム教徒の移民はどのくらいいるのかと思って私はイギリスで公にされている統計を見ました。そこで驚いたのは、住んでいる人の区分の中で、いわゆる「イギリス人」のことを指す言葉として「ホワイト・ブリティッシュ」というのを今でも使うことでした。つまり「ブリティッシュ」というのはそのまま「英国人」、すなわちイギリス国籍を持っている人のことですが、そこに「ホワイト」がついているのです。しかも公の統計にです。日本でこのようなこと書けますか？ここで私は、やはりそのような区分があることに愕然としました。パキスタン移民の人々でも今やイギリス国籍を持っている人も多いですが、どう考えても「ホワイト」ではないですね。つまり、公の統計でホワイトかホワイトでないかということを明示する国は、潜在的に差別を制度化する構造をとってしまうことが、統計一つ見れば分かるのです。

もうひとつ例を挙げましょう。これも9.11事件以降、比較的最近の2005年7月にデンマークで、預言者ムハンマドの風刺画が新聞に掲載されるということが起きました。デンマークもオランダと同様、長らく人権先進国と言われてきた国で、移民に関するトラブルが少なかった国です。その風刺画が掲載されたのは「ユランズ・ポステン」というデンマークの比較的保守的な新聞でしたが、その新聞が国内のイラストレーターに向けてイスラームの預言者ムハンマドの風刺画を公募しました。どうしてそのようなことをしたかというと、実はある作家が『ムハンマドの生涯』という本を書こうとしていたのですが、それ

は子供向けなので当然絵が必要になってきます。そして挿絵を描いてくれる画家を探したが、結局誰も引き受けてくれなかった。そのことが「ユランズ・ポステン」の編集長の耳に入って、ならうちでやろうという話になったわけです。結果的に 12 人のイラストレーターがこれに対して応募をします。

その風刺画を掲載したときの編集長は後に、なぜそんなことをしたかという質問に対して、本音かどうかは別として、イスラーム教徒を侮辱しようしたり、反イスラーム感情から掲載したのではないと最初に言っています。続けて、デンマークでは女王ですら風刺の対象になるので、王族を風刺しようが首相を風刺しようがそれは言論の自由である、と言っています。確かにデンマークではそうして、日本のように菊のタブーがないので、日本で皇族を風刺したりするのは危険ですが、デンマークではそれは問題にならないのです。最終的に編集長は、隣人であるイスラーム教徒も我々と同じなのだからこの風刺を同じように受け入れてほしい、という意味で掲載したと締めくくっています。

ここできちんと理解しないといけないのは、少なくとも「ユランズ・ポステン」に掲載されるときの編集長はあらかじめそう説明して企画を行ったのです。つまり、デンマーク人同士ですらイデオロギーなどの違いでお互いを風刺したりする対象になっているから、デンマークの市民であるあなた方イスラーム教徒もわれわれの方に、*they*ではなく *we* の方に入るべきだということをあらかじめ宣言してこの 12 枚の風刺画を掲載したのです。ところがその風刺画の中には、イスラーム教徒の逆鱗に触れてしまう点が 2 つありました。皆さんも見た記憶があるかと思いますが、1 つはムハンマドの頭の上にターバンが乗っていてそれが爆弾になっているイラストで、イスラームとテロとを非常に強く明示しているものです。それからもう 1 つはもう少し知能犯的なのですが、天国の雲の上にムハンマドがいて、彼が「もう処女は売り切れ」というプラカードを持っているのです。そして地上から焼け焦げた姿の自爆テロ犯たちが天国への階段を登ってくるのです。これはどういう意味かと言いますと、コーランに善行を積んで死んだ人が最後の審判の後天国に迎えられると、処女の妻が迎えてくれる、という話があって、イスラーム的に言えば自爆テロ犯というものは正当なジハードを行っているということになりますから、テロ犯であっても自分は天国行きだと思っているであろう、とその部分を風刺しているのです。この 2 つはイスラーム教徒を怒らせました。その他の風刺画はどうといったことのないものが多いのですが、今もってこの 2 つは許しがたいと思っているイスラーム教徒は世界中に大勢いるようです。

この風刺画が掲載された直後に、当然デンマークのイスラーム教徒が騒ぎ出します。そして事態を重くみたコペンハーゲン駐在のイスラーム諸国の大使たちがデンマーク政府に抗議をします。ところがここからが問題でした。デンマークの首相にまで抗議が行ったのですが、首相としてはマスコミの言論や表現の自由に対していちいち政府が口を出すことはできない、という立場なのです。日本でもそうですけれども、政府がマスコミに介入することはできないですよね。そして、ラスムッセン首相は大使たちとの会見を拒否します。

政府側の見解としてはやはり、デンマークという国は言論の自由が保障されている国だから、一部のマスコミが発言したことに対して政府はそれを規制できない、というものでした。そう言われると大使たちは、例の事件にこのような回答をなされたと本国政府に報告して、そこから事態がさらに大きくなっていますが、ここでデンマーク政府は、あくまで私個人がそう思っていることですが、やるべきじゃない行動をとってしまいました。というのは、ラスマッセン首相は一貫して黙っていたらよかったです、彼はその後 10 日ほど経ってから風刺画を掲載した「ユランズ・ポステン」のインタビューに応じてしまいました。しかもそのときに彼はこの事件のことを「表現の自由、言論の自由の戦いだ」と言ってしまったのです。当初風刺画を掲載したときに編集長は先ほども確認したとおり、「イスラーム教徒もデンマーク市民であるからあなたがたもこの風刺画を受け入れてほしい」と言ったはずでした。ところが首相がコメントを出したときには「これは表現の自由と、それを認めないイスラームとの戦い」という図式にすりかわってしまいました。そうなったら最後、イスラーム諸国の大使たちは後に退けなくなってしまいます。この事件はその後イスラーム諸国会議機構（OIC）というところで問題にされて、事件から数ヵ月後に世界中で知られるようになり、レバノンやシリアでもデンマーク大使館が襲撃される事件まで起こりました。

この背景には個人の自発的なものか政府が組織的に動いたものか諸説あります。またそれだけではなく、今年 2008 年になってからも風刺画を描いた画家の 1 人が暗殺されかけていますし、6 月にはパキスタンのイスラマバードのデンマーク大使館で自爆テロが起きている。私はしませんが、誰かがイスラーム側の不寛容を非難することはできますし、してもいいとは思いますが、一旦対応を間違えたりボタンを掛け違えたりしてしまうと、どれだけ危険な対立が起きるかという貴重な例としてこの事件をみることができます。

同じような例は、2008 年になって日本でも起きています。発覚したのは 5 月ですが、集英社が出している漫画『ジョジョの奇妙な冒險』にまつわる話です。この中に悪役がヒーローを殺せと手下に指示している場面で悪役が座って本を読んでいるシーンがあるのですが、原作のコミックスの方でその本は白地に黒い点々しかなかったのに、アニメ製作会社がアニメ化する際にそこをコーランにしてしまったのです。後で詳しく調べたらこれには全く意図がなかったそうです。

そして今年 5 月前後に、コーランを使ったことに対して中東のウェブ上で非難が殺到している、ということになります。これも後で調べてみると、確かにウェブサイト上に非難の書き込みがあったことは事実ですが、抗議活動などは起きていないようでした。それを出版社側に指摘して、結果的にニュースとして全国的な報道になったのは共同通信の配信によるものでした。このときに本当に難しい問題だと思ったのが、原作者にイスラームを侮辱する意図など毛頭ないというところです。そもそも原作が書かれたのが 1989 年くらいなのです。それで、経緯もこと細かく調べたら、集英社の編集者の中に中東好きの人があ

いて、その人が原作者を無理やりエジプトに連れて行ったからこういうことになったのではないかということだそうです。

事件が起こった後、ジョジョ好きの学生がそれを全巻読んで危なそうなところを 100 か所以上指摘して私のところに持ってきてくれました。そこで分かったのですが、ジョジョにはヒーローと敵役がカイロにあるモスクのミナレット（塔）をもぎ取ってお互いに投げつけあうというもっと危ないシーンがありました。こちらの方がよっぽど危ないです。これは原作を変更してもらわないと困りますが、その時点で共同通信は批判的な活動が起こることをつかんでいるので、当然原作側にもそのような危ない点があるということに気づいていたと思います。

そして今度は集英社の側がどのように対応しようか、と私のところに相談してきました。私は先ほどお話ししましたデンマークの事件のことをあらかじめ説明した上で、①無視する、②つっぱねる、③謝る、という 3 つの選択肢しかないと答えました。それで集英社はどうしますかと尋ねたら、直ちに謝罪すると決めて、実際すぐに謝罪しました。なぜ謝罪という選択肢を選んだのかと集英社に聞いたら、非常に日本的だなと私は思ったのですが、集英社は以前差別に関して問題になったことがあり、その経験をふんでこう判断したと答えたのです。日本国内の差別問題で糾弾されたのを踏まえてこれまで研修などを積み重ねてきたそうです。そして、少なくともイスラーム教徒に不快感を与えるならば、日本での差別事例と同様に対処すると決めたのです。

これはヨーロッパではまず起きない対応の仕方です。公表する時点でこれは表現の自由だとつっぱねるならつっぱねるでいいのですが、この場合集英社が当然で非難を受ける可能性があります。デンマーク大使館が襲撃された事例からも分かるように、日本の在外公館も同じように襲われる可能性だってあります。もちろんそのことに怯えたこともあるでしょうが、集英社側は一貫した判断をして、過去の事例と同じような差別事例として扱って直ちに謝罪したいと言いました。ならば日本語と英語だけでは不十分なので、アラビア語でも謝罪文を用意すべきだと言うと集英社はすぐ用意しました。今でも集英社のサイトを見たら「あのカットはミスで入ったものであり、ムスリムを傷つける意図は全くなかった」という旨のアラビア語の謝罪文が出ています。そして、共同通信に先には指摘されなかったのですが、戦争のシーンでモスクを舞台にしていることも不適切であるということも先行して認めたのです。

そこから先は私はよく知らないのですが、集英社と共同通信でもめたのでしょうか、共同通信はこれを特ダネとして出したかったようです。5月 22 日に朝刊に一斉に記事が出たのですが、その時点で既に集英社がお詫びを用意しているので、午前 6 時に共同の記事が配信されると、午前 10 時には集英社側はお詫びをすぐにアップしていました。

そして今後どうなるのかと思って私は学生に頼んでインターネットなど各種メディアで何が起こるかチェックしてもらいました。配信されたのは朝ですからまず昼ごろにはテレビでニュースとして出始めました。そして夕方までにインターネット上では「ジョジョ イ

スラム」「ジョジョ コーラン」で検索すると 10 万件以上ヒットしました。色々な掲示板に数百のスレッドが立っていたのですが、その中の意見を見ていると、当初は「イスラーム教徒はだから言わんこっちゃない」という意見が圧倒的に多かった。そして「そんな抗議に謝罪をする集英社は弱腰だ」という意見も多かった。私はこの流れは危険だなと思っていました。そうするうちにこのことに関して非常に憂慮しているというイスラーム教徒の人の書き込みも始まっていました。

事態はどっちへ進むのかなと思って私は静観しておりましたら、ヨーロッパでは起きない意外な展開になりました。まず背景を説明しますと、『ジョジョの奇妙な冒険』というのは非常に熱心なファンがいるらしく、しかも結構昔から連載されているので、30 歳代半ばから 40 歳代のファン層もいるのです。そのなかに何人か中東の専門家らしい人がいるらしく、彼らがそこでちょっと待てと促しました。そしてそのうちの一人が、新聞では中東で非難殺到という見出しへになっているけれども、実際どこでそのようなことが起きているのか、ということを検証するためのブログを立ち上げたのです。その人の言い分は、結局どこでも起きていないのではないか、ということです。私も後で確認して分かったのですが、ネット上に確かにそのような書き込みはいくつかあるけれども、それは同じ文章が転載されており同一人物によるものではないかと思っています。しかもその投稿者は、アニメ中で出てきた悪役がコーランを読んでいるシーンの写真を添付しているのですが、イスラーム系のサイトになればなるほどそういうシーン自体が不適切なので、まず掲載しません。しかしアニメオタクのサイトとかには載っているのです。となると、どうも中東で非難殺到という状況ではなかったことになります。ならばネット上で炎上した状態になっていたかというと、それもそこまでは達していないのです。

ここで、この状況がいかに危険であるかということが分かります。つまり、日本語と英語の共同電が出てしまつたことにより即座にイスラーム諸国の駐日大使館は外務省に抗議しています。そこでもし日本の外務省がデンマーク政府と同じように、民間の一出版社のことだから国としては関与できないと言っていたらこの後同じことになっていったはずです。ただこの場合、集英社が会社として公式に謝罪します、と事前に外務省に説明してあったので、翌日には『『ジョジョの奇妙な冒険』について』という外務報道官談話の中で「不注意とはいえ遺憾である」という声明を出しました。外務省はなぜこの声明を焦って出したかというと、その後に横浜でアフリカ開発会議が行われることになっていたということと、さらにその後にサミットが予定されているということでそのことで外務省はかなり恐怖感をもったことがあるでしょう。しかし今回の反応を見ていると一番重要なのは、ネット上でもそんなに大事にはなっていないのではないかということを何人かの熱心なファンが書いたことでしょう。

その後日本の掲示板での反応を見ていると、どうやら共同通信社がマッチポンプだったのではないかという論調に傾いていきます。実際にそういう書き込みが増えingきました。他の報道各局は第 1 報で共同電をとりますが、それからは後追いの報道がぱったりと消え

てしまいました。私は学生さんと名乗っている人の書き込みに感心したのですが、おそらくメディア論か何かをやっている学生さんでしょう、その人は共同通信に「ネット上の一話であるだけで、実際は中東で非難殺到ということはないのではないか」という旨の電話をしたら、そうしたら共同通信はあっさりそれを認めたというのです。そしてネット上の「荒らし」のような人物がやっているのではないかと質問したところ、それに対しても共同通信の東京本社は認めたということです。

このケースは以上のようなきさつがあったためにその後急速に沈静化します。逆に共同電によってはじめて世界中が、日本のあるマンガの中に反イスラーム的な描写をしたシーンがあるということを知ったといえるでしょう。実際そうとして、その数日後私はトルコの新聞を見ていてはっと気がついたのですが、トルコの新聞に掲載されているジョジョに関する記事は一種の伝言ゲームの様相を呈していたのです。まず、ジョジョというのは主人公で正義の味方なのですが、その新聞記事中では悪役とジョジョがひっくり返ってしまっていて、正義の味方、つまりヒーローの方が敵を殺せと命じるときに、「コーランの中に殺せとある、だから殺すのだ」という台詞になっていると伝わっていました。これは全く事実無根なのですが、「日本のマンガがデンマークの新聞と同様にイスラームを冒瀆した、その中ではコーランに殺せとあるから殺せと命じるシーンがある」と、そういうふうに書かれているのです。そのように伝わったものをいくつか見つけました。これが一番怖いのです。一旦そうなってしまったらもう收拾がつかなくなってしまうのです。幸いにして AFP がどうも集英社に取材をしたらしく、共同電とはちがうトーンで記事を出したので、フランスの新聞は主に AFP 電の方を使っていました。

この件は、結果的には集英社側が謝罪したということが表に出ているので、それ以上のことは今のところなっていません。しかもしもしあのまま伝言ゲームが続いてどういうことになるかというと、イスラーム教徒の過激派の人がテロを起こすとしたら、あるいはテロを起こすほど怒ってしまう人がいたら、一つはつきり言えることはその人は絶対に実物を見ていません。つまり、そのような人たちはわざわざそんな忌まわしく汚らわしいものを見るわけがありません。これはデンマークの風刺画事件のときにもいえることですが、普通は実物をつぶさに見て激怒するということはないのです。デンマークの新聞社がムハンマドを冒瀆した、あるいはムハンマドをこういうふうに描いた、とこのような話が人づてに伝わっていくうちにどこかで怒りが爆発する構造になっています。

話が前後しますが、共同通信の別の記事を見て私も一つ疑問に思ったことがあります。それは全国紙が使っていない記事で、いくつかの地方紙が掲載していたものなのですが、それはエジプトにあるアズハルというイスラームの学校の宗教指導者、ファトワという宗教見解を発する院長が写っている写真です。彼はノートパソコンを見ていて、そこに出ているのは問題のコーランで、そこを指差しているショットです。断言はできませんが、この写真のショットは共同が持ち込まない限りありえないと思います。つまり、宗教指導者がわざわざ自分でこのマンガのこのシーンがけしからんというのであれば、すでに一

般の民衆の間でこのことが問題になって抗議行動が起きて、じゃあアズハルにいって質問して宗教指導者の見解を聞きにいく、という場合なので、そのときに実物をノートパソコン上で示すということはまずありません。ということは、これは取材した記者が持っていたものに対して指差しているのではないか、ということがいえます。そうするとやはり一連の取材の仕方自体に疑問を抱かざるを得なくなってしまうのです。

これが非常に危険なことだといったのは、共同が配信した英語の記事をジャパン・タイムズ上で見たら、「アズハルの指導者は日本製品のボイコットを呼びかけた」、それから「アズハルの指導者は日本もアメリカ同様にイスラームの敵だと言った」ということが書いてあるからです。面白いことに、エジプトの大きな新聞にアハラムという新聞がありますが、アハラムがこのことを記事にしたのが共同電をもとにしてその2日後に載せていました。ということはエジプトの新聞社が知らず、知っていたのは共同通信だけということですから、確かに事実なら特ダネ、しかし火をつけようとしたのであれば非常に危険なことをしたことになります。しかもそれがどういう形で伝言ゲームになっていくかということまで考えれば、それまで全く悪意のなかったものが、一歩間違えれば重大な衝突を生み出す原因に変わってしまうということであり、これは日本でもおきうることなのです。

その後私は他にも誤解を生みそうなシーンはないかジョジョの原作を見てみました。そして見つけたのが、モスクというのはかならず丸い屋根があって、隣にミナレットという、アザーンという礼拝の呼びかけを流すための塔があるのですが、原作ではそれをバサッと切ってヒーローと敵役が投げつけ合ってそれを破壊するというシーンと、ヒーローの仲間がミナレットの上に仁王立ちになり、その後彼が敵にやられてあたりに飛沫が飛ぶというシーンでした。さすがにこれはまずいと思いまして私はそれを出版社に伝えました。原作者は現在どうするか検討中らしいです。例えば、ミナレットではなくオベリスクだったら古代エジプトのものなので問題はそうないかと思うのですが、オベリスクの隣が丸屋根のモスクというのもありえないと思います。かといって両方を取ってしまうと絵が変わってしまうので、すでに熱狂的なファンの中には、あの部分が問題なら今後差し替えたときにはどう変わるのか、ということまですでに議論されているそうです。そのまま出ているとやはりまずいものはまずいもののままでし、かといって改変すると原作者と出版社の表現の自由が脅かされるでしょうし、昔からのコアなファンからの反発も招くでしょうし、大変難しい問題です。私は研究者なので、自分の研究フィールドに照らしてこういうところがまずいのではないか、という程度しか言うことはできないのでそれ以上踏み込めないのですが、何とかぎりぎりのところでお互いの反発を招かないところに結論を落とすようにするのが一番かと思います。

レジュメに書いたことと少し違う話になってしまいました。私の話でもう皆さんお分かりになったと思いますが、この一連の話から分かることは、これらの本質は「キリスト教対イスラーム」ではない、ということです。確かに9.11事件以降世界のあらゆる状況を考

えても欧米とイスラーム世界の間が非常に緊張していることは事実です。しかし、何が元になって突然発火してしまうか、つまり何がきっかけになって実際の暴力に発展するかということは、今回最初に提示した疑問でも分かるように、両者がそれまで想像していなかった全く意外なところから起きてしまうということがあるのです。おそらく共同通信だって別にあんなに問題をこじらせる意図はなかったでしょうし、マンガの原作者にしても同じでしょう。しかしたまたまの現象が重なっていくと、一触即発の事態になることがあります、ということがお分かりになったかと思います。皆さんもこれから国際的な場で活躍していくことになるでしょうから、今回の事例が参考になればと思いお話しさせていただきました。

グローバリズムと多民族・多文化社会 —中国の現実、世界の課題—

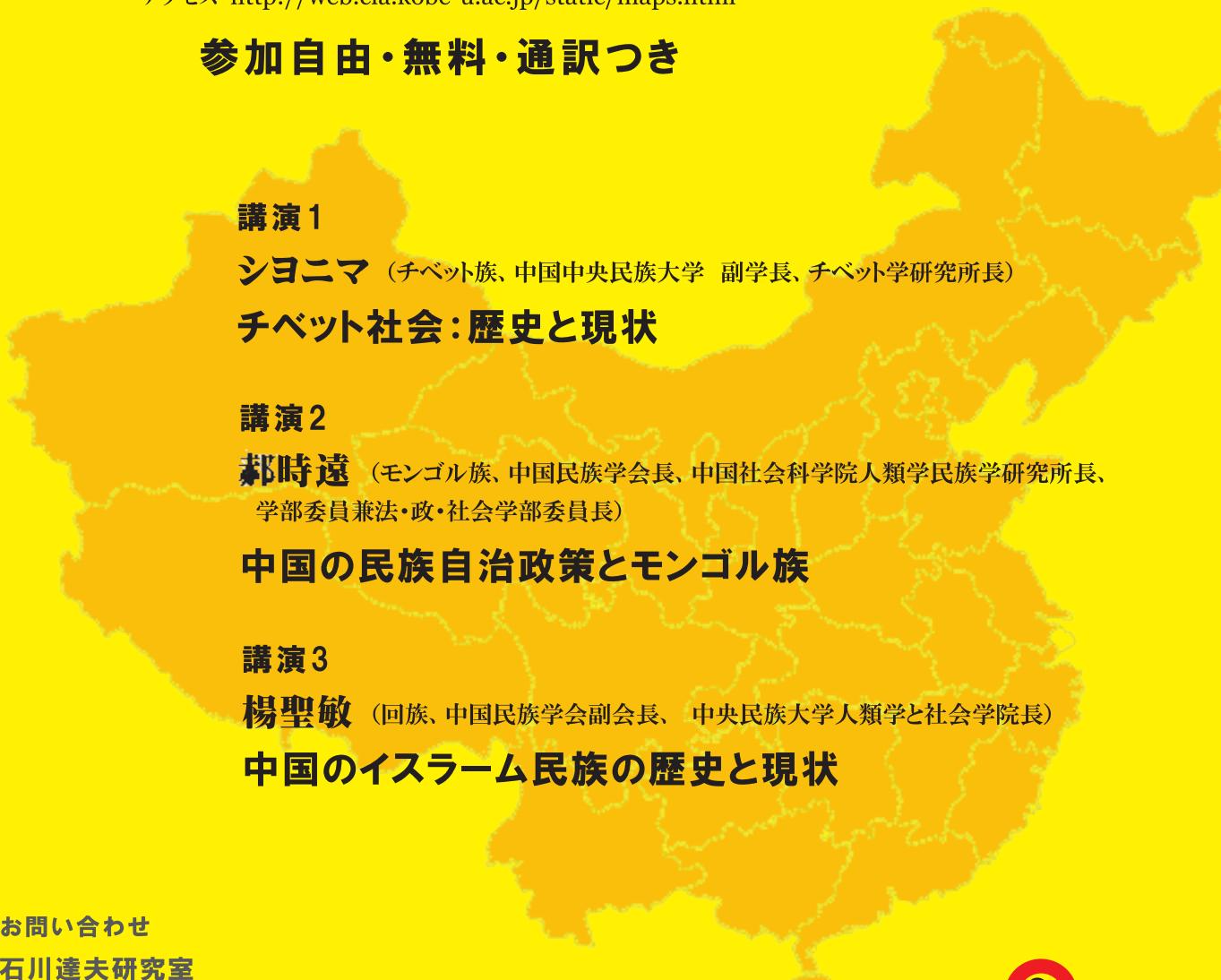
日時・場所

2008年11月25日(火) 17:00-19:00

神戸大学国際文化学部・大学院国際文化学研究科 E棟4階 大会議室

アクセス <http://web.cla.kobe-u.ac.jp/static/maps.html>

参加自由・無料・通訳つき



お問い合わせ

石川達夫研究室

Tel/Fax: 078-803-7474

E-Mail: ti@kobe-u.ac.jp

異文化研究交流センター (IReC)

Tel/Fax : 078-803-7650

E-Mail: irec@ccs-srv.cla.kobe-u.ac.jp

<http://www.cla.kobe-u.ac.jp/IReC/>



主催 神戸大学大学院 国際文化学研究科
異文化研究交流センター

共催 文部科学省 大学院教育改革支援プログラム
「文化情報リテラシーを駆使する専門家の養成」

講演

グローバリズムと多民族・多文化社会 —中国の現実、世界の課題—

<日時> 2008年11月25日(火) 17:00-19:00

<場所> 神戸大学国際文化学部・大学院国際文化学研究科 E棟4F 大会議室

<演題> 講演1 郝時遠 「中国の民族自治政策とモンゴル族」
講演2 シヨニマ 「チベット社会：歴史と現状」
講演3 楊聖敏 「中国のイスラーム民族の歴史と現状」

<参加人数> 42名

中国の民族自治政策とモンゴル族

講師 郝時遠 Hao Shiyuan 氏略歴

モンゴル族。中国民族学会長、中国社会科学院人類学民族学研究所長、学部委員兼法・政・社会学部委員長。専攻は中国の民族問題と民族政策研究。主な著作に『中国の民族と民族問題』、『中国民族関係史綱要』、『現代世界民族問題と民族政策』、『新バールコ右旗の蒙古族』など。

私は主に中国の民族自治制度について、そしてその制度が内モンゴル自治区においてどのように実践されているか講演したいと思います。

世界中のどの国も、自国の民族問題を処理する、あるいは対応するために独自の制度を持っていると思われます。例えば旧ソ連の連邦制、あるいはスペインにおける、地方自治の中での民族自治政策などが挙げられると思います。しかしその中で中国の民族政策の特徴というものは民族と区域を結びつける制度であるといえます。この特徴によってまた別の新しい特徴が生まれました。つまり、民族という側面からいえばある民族による自治ということになります。一方、地域という側面からいえばその地域に居住しているどの民族も同時に、その地域の他民族の政治に参加しているということになります。

今回私がとり上げる中国の内モンゴル自治区は1947年に設立されましたが、これは中国最初の民族自治区にあたります。自治区が設立されて60年以来、内モンゴル自治区は色々な側面において中国の経済・社会発展に大きな成果を上げました。特に21世紀に入

ってから内モンゴル自治区の経済発展のスピードは、毎年の経済成長率が20%以上あるということからも、非常に速いといえます。それにともない経済の実力も高まりつつあり、これらのことばは、中国の経済学者によって「内モンゴル現象」と呼ばれ、大変な関心を呼び起こしています。

経済学者はなぜこの内モンゴル現象に大きな関心を寄せるのでしょうか。それは、内モンゴル自治区というのはもともと中国の中でも経済発展の遅れた地域であったからだということです。中国における経済発展はまず中国東部から始まったのですが、2000年になってはじめて経済発展の中心が西に移ることになりました。いわゆる「西部大開発戦略」です。西部にあるにもかかわらずこのような大きな経済発展を実現するということに経済学者たちは大変注目しています。経済学者たちがその経済発展に驚いたのは、その発展のパターンについてだけではなく、その地域社会が非常に安定しているという点です。これが彼らが最も関心を寄せている点です。

内モンゴルにおける経済発展はやはり自然資源の開発と遊牧区の発展に支えられています。自然資源、あるいは草原の広さの点からいうと、これは中国随一の地位を占めています。例えば、内モンゴルの草原の面積は中国の草原面積の20%を占めています。森林については17%を占めています。このあたりで採れる120種類以上の自然資源のうち7種類が中国一の保有量を誇るもので、2007年のデータで説明しますが、この年の石炭の生産量、畜産品、牛乳生産量は中国一です。このように、内モンゴルの経済発展はエネルギー資源と畜産資源によって支えられてきたといえます。

しかしこの経済発展の裏で考えないといけないことは、やはり環境の問題とこれが持続発展可能かという問題です。地球温暖化が叫ばれている中で、一地域における人為的な開発は中国のみならず世界全体に深刻な影響を及ぼすことになりますからです。1990年代以来内モンゴルの環境はだいぶ変わりました。西部における砂漠化は一層深刻なものとなり、東部においては砂漠化と同時に草原の質の低下も問題となっていました。また、1990年代半ばになると黄砂の問題がこの地域でもとりあげられるようになりました。この黄砂は朝鮮半島まで飛ぶこともありますし、また東京でも黄砂の影響でマスクをつける人がいるというくらい深刻なときもあります。この問題は最近では少しづつ改善されているようですが、まだ完全な解決への道のりは遠いといえます。

これはもちろん地球温暖化の影響ともいえるのですが、やはり第一に考えるべきは人類の自然環境開発の影響でしょう。特に市場経済化によって人々は、利益を追求しながらも開発がどのくらい環境に影響を与えたのか、考えることをやめてしまったように思えます。例えば、ヤギから取る細く柔らかい毛は市場では非常に高い値段をつけられています。そして市場価格がだんだん上昇することによって、国民はますますヤギを飼うようになっていきます。しかし過剰なヤギの飼育によって、草原が失われていきました。ヤギが草を食べつくし、さらに草の根まで食べてしまうことによって、草原が自然のまま再生すること

は不可能になりました。

このような問題に直面して、中国政府や NGO 組織、環境保護団体はさまざまな対策を講じてきました。例えば過剰な森林の伐採を禁止したり、自然保護に関する法律を整備したりしました。また 2007 年までに内モンゴル自治区に設置された自然保護地区もすでに 203箇所に増えています。そして家畜の数量とその食料のコントロールも行っています。そのほか、牧場の合理的利用を促したり、企業に対して汚染物質の廃棄を禁止したり、その管理を徹底させたりする法律も整備させつつあります。

私は 2005 年から毎年内モンゴルに行って調査を行っていますが、年を追うごとにこのような環境保護対策は確実により効果をもたらしていることを実感します。例えば、草原の成長がかなりよくなっていることのほかに、オルドス部の砂漠の中にオアシスが現れて人々の注目を浴びていることが挙げられます。このオアシスは実は日本人の貢献や尽力によるものです。その嚆矢は鳥取大学名誉教授の遠山正瑛先生ですが、彼はその後半生を中国の砂漠緑化に捧げました。遠山先生はその成果を讃えられ、国連から人類貢献賞（人類に対する思いやり市民賞）、内モンゴル自治政府から栄誉公民（名誉市民）の称号を授与されています。そうして遠山先生だけでなく、彼の活動に賛同した日本人たちが 1 万人以上もこの地を訪れ、植樹活動に参加しています。その意味では内モンゴルにおける経済は、国際社会とのつながりなくしてはありえず、その経験を吸収することによって発展してきたといえます。

しかし総じて言えば、なお内モンゴル自治区は中国において発展が十分に実現している地域とは言いかねます。発展途上地域が直面する 2 つの問題に関してまだ改善されていないところがあるからです。1 つ目は、これが一番の問題なのですが、生態環境の問題です。これは内モンゴル自治区だけの問題ではなく、常に人間の経済活動についてまわる、地球規模かつ長期的な問題です。生態を保護し、常に環境のバランスを維持しておくことは人類にとって長い道のりです。その意味において内モンゴル政府は現在、生態環境保護のための第一歩を踏み出したばかりであり、現実は相変わらず厳しいものだと思います。

2 つ目は内モンゴルの経済発展という社会の大きな流れの中で、少数民族の伝統文化というものがどのようにして維持できるかという問題です。中国には少数民族自治制度がありますので、それなりの政策はとられています。しかし、これはどこの国も同じですが、人間が近代的な生活を追求する一方で、環境問題や伝統文化維持の問題を忘れてしまうことが往々にしてあります。そして人間は経済がある程度発展してはじめて伝統文化の重要性に気づきます。しかしそのときにはすでに伝統というものはあいまいになっており、結局伝統を再編するほかないこともしばしば起こります。再編された伝統文化は、もしかするともともとあったはずの伝統文化よりも文明的であるかもしれません、もともとあった伝統文化の要素をしっかりと受け継いでいるとは言い切れません。

そうして 21 世紀に入ってからは、いかに人類の伝統文化を保護、あるいは維持させる

かに関してこれまで以上に関心が注がれています。中国の少数民族もその長い歴史の中で、たくさんの知恵を残しています。例えば、内モンゴルの遊牧民族の文化様式は、他の人から見れば遅れているとみなされがちですが、家畜に草原を完全に食い尽くさせずに牧草を追い求めて遊牧するのは、草原の維持、つまり環境保護の面から見ても非常に合理的な方法である、ということに現代の人々はようやく気づき始めています。そのような意味で伝統文化を維持するということも現代文化の重要な一面になりつつあります。また、伝統文化の維持は何も少数民族だけの問題ではなく、中国の主要民族である漢族においても重要な問題であり、むしろ、少数民族よりも漢族の伝統文化維持の方が現在厳しい局面にあるのではないかという議論もあります。例えば、中国の文化省は全国を対象に無形文化財を保護する政策を掲げていますが、それは特に少数民族のものを中心にしていることからもその一端がうかがえるのではないかと思います。

時間がなくなってきましたので結論として2点申し上げたいと思います。まず、近代化というのは、固定化したモデルではなく、一種の品質、もしくは質量といえます。そのため世界の中において中国は中国独自の近代化の道をたどってきましたが、それと同様に、中国の少数民族居住地域も地域独自の近代化への道を歩むことができるということです。2つ目に、いかなる近代的な発展にしても、伝統を無視することはできないし、してはいけないということ。必ず伝統文化の中に近代化の知恵を吸収させるべきです。このことによって、先人たちが残した知恵を豊富に、そして多彩なものにすることができます。その意味では、決して簡単なことではないと思いますが、今発展中の国々は自国の発展する道をそれぞれ独自に見つけなければならないということだけではなく、先進国になった国々も、自国の発展した道を今一度見つめなおさなければならぬのではないかと私は考えていました。

チベット社会：歴史と現状

講師 シヨニマ Xirao Nima 氏略歴

チベット族。中国中央民族大学副学長、チベット学研究所長。専攻はチベット歴史・文化研究。主な著作に『西藏歴史地位辯』、『近代藏事研究』、『西藏古代法典選編』、『蒙藏委員会档案中の西藏事務』など。

今日はチベットの歴史と現実について、主に「人権」をめぐってお話ししたいと思います。西側では、一部の人がチベットの「人権問題」という形でチベットを取り上げます。中国は発展途上国であり、もちろんそれに関わるたくさんの問題がありますが、チベットはその中でも特に地理的条件にまつわるさまざまな問題が存在します。しかし、チベット社会の発展が目覚しいことも間違ひがありません。今日はチベットの人権に関してまず昔の状況、そして現在の状況の、2つの部分に分けてお話ししようと思います。

昔のチベット社会は、領主あるいは僧侶による独裁が行われていた封建農奴制社会でした。これに関して2の例を挙げようと思います。1つはチベットの人口のわずか5パーセントしか占めていない支配者層はチベットのあらゆる生産資源を独占していました。しかし、95パーセント以上を占める農奴たちは貧乏生活を強いられていました。そしてその農奴は領主の財産にもなっていました。領主は農奴の労働能力や性別によって値段をつけて他の領主に譲渡することができたりしました。

私はチベット族ですが、北京から來たことで皆さんには私の話を信じないかもしれません。この講演では、チベットを訪れた学者たちの記録を使って説明しようと思います。

まずはフランスの著名なチベット学者を取り上げようと思います。彼の話によるとこれらの農民たちはみな農奴であり、自由がなく、自分の故郷を離れることも許されてはいないということです。昔のチベットにおいては農奴と領主の関係は搾取と非搾取の関係です。平等ということは全くいえません。農奴と領主のこの関係は古来に作られた法典を典拠としており、それは1959年まで使われてきました。この法典は上中下の3つからなっており、しかも各3巻からなっておりますので、全部で9巻になります。これは昔のチベット政府の規則や考え方の中心となっていました。

ここに2枚の写真があります。1枚は手かせ足かせをかけられた人の写真です。もう1枚は農奴が領主を背負って山道を登っている写真です。この法典の中では人々の命に値段がつけられています。上層階級の命の値段は無限であるとされていますが、下層階級には値段がつけられます。また罪に関しても、下層の人が上層の人に対して行った罪、あるいは下克上に関しては厳しく罰せられますが、上層の人が下層の人に対して行った罪は軽くなります。以上の例は、昔のチベットで実施されていた法典といいますか法律によるものです。

昔のチベットにおいてはまた、宗教信仰の自由もまた認められていませんでした。宗派・教派間の対立もまた一般的でした。新しい寺が作られたときには領主たちは自分の代わりにたくさんの農奴を無理やり僧侶にさせたといいます。

次に昔のチベットの社会発展について 1 つデータを取り上げたいと思います。1952 年以前は、自分の家を持っていない人は 90% でした。しかし当時 37,000 人いたチベットの首都ラサ市内においてはホームレスだけで 5,000 人に達しているということでした。

次に、新しいチベットの権利についてお話ししたいと思います。中華人民共和国が成立してから中国はチベットに自治区を設立しました。そして中国の法律によって、漢族の国民と平等な権利を享受するだけでなく、地方独自の特殊な権利を享受することができました。つまり民族区域自治制度による権利です。

ここでまた 1 枚の写真を紹介しましょう。1959 年に撮った写真なのですが、これは当時の農奴たちが領主に所有されるときに交わされた契約書に火をつけているシーンですが、見て分かるように農奴だった人たちみな非常に喜んでいます。そして彼らは選挙権と被選挙権を持つことになり、90%以上の住民が選挙に参加しました。また、自治区の中の市町村では、少数民族出身の役人は 9 割以上を占めることになっています。少数民族出身の幹部の育成にも力を注いでおり、チベットでは自治区の主席から県知事まで全員チベット族出身者で占められています。

チベットの人々は自分たちの文字を使って教育や文化を発展させる権利も持っています。チベットにおいてはチベットの言葉と中国語の両方が使われることになっていますが、チベット族は主にチベット語を使っています。教育の発展も目覚しく、昔のチベットにおいては 95%以上の農奴が教育を受ける権利がありませんでしたが、自治区になってからその権利を享受しました。当初児童の就学率は 22%にも足りなかったのですが、今日ではそれは 98%に達し、小学校は 884 校、大学は 6 つを数えるほどになりました。チベットでは小学校から大学までの教育費は免除されています。また、遠いところや僻地から来ている児童に対しては国が衣食住に責任を持つことになっています。このように、自治区ができるからの文化や教育の発展は目覚しいものがあることが分かります。

これから課題としては、チベットの文化遺産の保護と整理を実施することです。チベットでは大乗仏教の經典がすでに出版されています。また国が指定している無形文化財のうち 61 点はチベットに関するものです。チベットでは、宗教信仰の自由と伝統を維持する権利が保障されています。

ここで、オーストラリアのチベット研究者の文言を取り上げたいと思います——「欧米の研究者は『チベットの文化が破壊されている』といっているが、私はチベットに実際行き、自分の目で確かめてきた。そこで私は彼らの発展する姿を目の当たりに感じた。文化的力も十分に感じた。これは中国文化の一部でありまた世界文化の一部である。私はチベ

ット文化が破壊されているということには同意できない」。これに関して、2枚の写真を見てみましょう。1枚目はラサ郊外の農民たちが作ったチベット芝居の上演写真です。もう1枚はラサの劇団が海外公演をしたときの写真です。これも、チベットの文化遺産が脈々と継承されているいい例といえるでしょう。

次に、チベットの経済発展についてですが、近年特に未曾有の発展をしているということが言えます。というのは、チベットの農民、遊牧民たちの一人当たりの年収がそれ以前に比べてかなり上昇したということです。2007年においてそれは2788元にも達し、前年に比べて14.5%も増加しています。2002年と比べるとそれは83.8%も増加しています。発展のスピードも全国平均よりも7.3%も高いです。

このように、チベットにおいては信仰の自由も保障されておりましますし、目覚しい経済発展も遂げていますが、欧米の一部の人々は未だに中国のチベット政策を非難しています。なぜこのような問題が生じるのでしょうか。

あるカナダのチベット学者によると、欧米の一部の人々は自国の国益に基づき、チベットを一つの外交カードとみなし、その国の世界戦略にそのカードを利用しているということです。それを示す例として、ある外国の政治家は「西側は対中戦略を持っている。チベット問題は中国に対する一枚の重要な外交カードになりうる」とはっきり書いている、ということが挙げられます。これは2008年3月28日、ドイツのフランクフルトの新聞上で書かれた記事の一部です。

ここで私の結論なのですが、欧米の一部の人々はなぜチベットの人権問題に関心を持っているかというと、道徳観やチベットの人々にたいする同情心から来たものではなく、自己や西側のヘゲモニーです。それを推進するために民族問題を煽って中国を牽制しようとしているのです。そのような勝ち負けを越えて、世界の発展同様、中国もチベットも発展しなければならないという結論をもって私の発表を終えさせていただきます。

中国のイスラーム民族の歴史と現状

講師 楊聖敏 Yang Shengmin 氏略歴

回族。中国民族学会副会長、中央民族大学人類学と社会学院長。専攻は西域民族歴史文化研究、新疆と中央アジア民族問題研究。主な著作に『回紇史』、『資治通鑑突厥回紇史料校注』、『黃河流域の服飾文化』(編)など。

私は、新疆の民族を主として以下の3つのことについてお話ししたいと思います。1つは中国のムスリムについて、2つ目は新疆の民族の概況について、3つ目は私が行った民族に関するアンケート調査の結果と分析についてです。

では早速1つ目の、中国のムスリムについてお話しします。中国にはムスリム民族は10集団あります。そして中国全土で彼らは35,000以上のモスクを持っており、45,000人以上のウラマーがいます。中国のムスリムで一番多いのは回族、そして2番目がウイグル族、3番目がカザフ族となっています。今からムスリムにおける民族の分布図をお見せします。このうち70%以上のムスリムが新疆ウイグル自治区、青海省、甘肃省、寧波、そして回族自治州に居住しています。

続けて2番目、新疆の民族の概況についてお話しします。これは新疆の地図ですが、真ん中に横たわっているのが天山山脈です。この山脈によって新疆は北部と南部の2つの部分に分けられます。ウイグル族は主に南部の、砂漠周辺にあるオアシスに居住しています。新疆ウイグル自治区は2000年の統計によると人口1700万ですが、そのうちウイグル族は825万、漢族は700万、そしてカザフ族は127万、残りの民族の人数は100万人以下です。

新疆には46もの少数民族が存在しますが、少数民族の総数は新疆の総人口の66.79%を占めています。新疆は中国の面積の6分の1を占めており、豊富な自然資源を持っています。そのうち、石油と天然ガスは中国の総生産量の3分の1を占めています。

では3番目に、私が新疆で行った調査について紹介したいと思います。ウイグル族と漢族の関係についてのアンケート調査と、その分析です。なぜこの2つの民族を取り上げたかといいますと、この2つの集団の人口は、新疆の総人口の80%を占めており、この2つの民族の関係は新疆の社会の安定に非常に関わってくるからです。外国の研究者も新疆で調査を行い、分析して結論を出していますが、その大半が2つの民族関係はあまりよくないとしています。彼らから見るとウイグル族の大半は政府に対して不満を持っている、と結論付けているものが多いです。

果たしてそうなのかということで、私は2004年と2006年に新疆の色々な地域、階級の3000世帯を対象としてアンケート調査を行いました。アンケートの項目の設定においては

人類学で国際的に通用している指標を参考にしました。

そしてその結果ですが、まず 2 つの民族間で、お互い相手をどのくらい理解しているか、という質問に関しては 80% 以上の人人が、相手を理解していると答えました。そして漢民族にウイグル族の友人が、ウイグル族に漢民族の友人がいるか、という質問に関しては 70% の人がいると答えています。ウイグル族の側から見ますと、エリート、商人、そして大衆という 3 つの職業・階層別分類の中では、エリート層が比較的漢民族の友人を持つ人が多いのですが、一番多いのは商人でした。ちなみに、中国語ができる人の割合が多いのはエリート層でした。また、他の民族との結婚はできるか、あるいは許されるかという質問には、ウイグル族は 29% の人が可能だとするのに対して、漢民族は 68% の人が可能としています。この 2 つの民族の宗教信仰は全く違うので、このように数字にかなり開きが出たものと思われます。もう 1 つは、自分の民族出自に誇りを感じているかどうかという質問なのですが、ウイグル族の人々の 90% 以上が誇りを持っていると答えているのに対し、漢民族はわずか 50% しかいませんでした。先ほどの職業・階層別分類では、誇りを持っていると答えたのが一番多かったのは大衆でした。そして、自分が中国人として誇りを持つかという質問に対しては、ウイグル族は 90% が誇りを持っていると答えたのに対し、漢民族は 80% にとどまっているという結果が出ました。職業・階層別分類では、出自のときと同じようにこれも大衆が一番多いという結果が出ました。逆に、民族、国家、個人、家庭のうち、あなたにとってどれが一番大切かという質問に対しては、国家と答えた人はウイグル族の 61.8% であったのに対し、漢族は 72.6% でした。また、相手についての認識に関する質問では、例えば、相手の民族は聰明であるかとか清潔であるかという質問もあったのですが、これについてはどちらも漢民族のウイグル族に対する評価より、ウイグル族の漢民族に対する評価の方が高いという結果が出ました。2 つの民族の関係は良好であるという質問に対しては、ウイグル族が 86% であるのに対し、漢民族は 77% でした。また、改革・開放以来自分の生活が改善されたか、そして生活水準に満足しているかという質問に関しては、ウイグル族は 74%、漢民族はわずか 63% でした。地域の治安について満足しているかという質問に対してはウイグル族の 90% 以上の人人が満足していると答えていますが、漢族は 70% ほどでした。そして東トルキスタン独立運動に関しては、88% のウイグル族が反対の意志を表明しています。

このことを踏まえて私の結論を申し上げますと、新疆においてはウイグル族と漢民族の関係は基本的に良好であるということ、新疆の情勢は安定しているということ、そして、2 つの民族間関係、そして収入をはじめとする日常生活への満足度に関してはエリートよりむしろ大衆・市民の方が評価が高いということがいえます。もちろんエリートたちの世論に対する影響は相変わらず大きいものであり、特に民族関係に関するものは顕著です。そういうことからも、エリートたちが民族関係に対して悪いとする見方を進んで強めなければいくほど、安定している新疆の情勢に悪影響を及ぼすことになるのではないか、と私

は懸念しています。以上で私の発表を終わらせていただきます。

III セミナー

言語多様性の消滅と保存



三谷惠子（京都大学大学院人間・環境学研究科教授）
ドイツ語圏の中のスラヴ少数民族
——ラウジツのソルブ語とブルゲンラントのクロアチア語

寺尾智史（神戸大学大学院国際文化学研究科助教）
スペイン・ポルトガルにおける少数民族保全
——言語多様性保全のジレンマとその超克

講師略歴

三谷惠子（みたに・けいこ）
東京大学大学院人文科学研究科博士課程修了。文学博士（東京大学）および人文学博士（ザグレブ大学）。著作に『ソルブ語辞典』（大学書林）、『地域研究と言語学』『講座スラブ・ユーラシア学』第1巻（講談社）など。

寺尾智史（てらお・さとし）

神戸大学大学院総合人間科学研究科博士前期課程修了。
第5回日本修士論文賞受賞。著作に「弱小の少数民族・アラゴン語が
問いかけるもの」『社会言語学』8号、『言語保全を過疎としたから力に
——欧洲最新言語・ミランダ語の成立史から』（仮題、三重大学出版
会より刊行予定）など。

お問い合わせ

石川達夫研究室

Tel/Fax: 078-803-7474

E-Mail: ti@kobe-u.ac.jp

異文化研究交流センター（IReC）

Tel/Fax: 078-803-7650

E-Mail: irec@ccs-srv.cla.kobe-u.ac.jp

<http://www.cla.kobe-u.ac.jp/IReC/>

神戸大学大学院 国際文化学研究科 異文化研究交流センター(IReC)

平成20年度プロジェクト

「多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究」

セミナー

2009年3月2日(月) 17:00-

神戸大学大学院国際文化学研究科
E棟4階 学術交流ルーム

アクセス <http://web.cla.kobe-u.ac.jp/static/maps.html>

参加自由・無料



主催 神戸大学大学院 国際文化学研究科 異文化研究交流センター

共催 文部科学省 大学院教育改革支援プログラム「文化情報リテラシーを駆使する専門家の養成」



セミナー

言語多様性の消滅と保存

<日時> 2009年3月2日（月） 17:00 - 19:00

<場所> 神戸大学国際文化学部・大学院国際文化学研究科 E棟4F 学術交流ルーム

<参加人数> 24名

ドイツ語圏の中のスラヴ少数民族 —ラウジツのソルブ語とブルゲンラントのクロアチア語—

講師 三谷惠子氏略歴

京都大学大学院人間・環境学研究科教授。

東京大学大学院人文科学研究科博士課程修了。文学博士（東京大学）および人文学博士（ザグレブ大学）。著作に『ソルブ語辞典』（大学書林）、「地域研究と言語学」『講座スラブ・ユーラシア学』第1巻（講談社）など。

この講演会に招待されるにあたって、異文化研究交流センターのウェブサイトを拝見し、プロジェクトの活動計画を見たのですが、そこには多民族・多言語共存地域の中でどういう方策が講じられてきたのか、あるいは講じられてこなかったのか、そしてそれがどういう結果を引き起こしてきたのか——多民族・多言語が共存する状況と問題を、複数の地域を比較しつつ明らかにして、多民族・多言語共存と文化的多様性維持のために何が必要かということを個別の事例からより一般的な知見を導き出す、とこのような主旨の文言が書かれています。この問題意識はまさに今私自身が研究課題としていることでもありますので、本日は一般的な知見を導き出すというところまでは行きませんが、私がフィールドとしている2つの少数民族を比較しながら、彼等の抱える問題と少数民族存続の可能性といったことについて一緒に考えていくべきだと思っております。

最初にお見せするのは、ユネスコの文化事業部門が2月に公開した「世界の危機言語地図」2009年版のヨーロッパ部分を切り取ったものです。日本でも8つの危機言語があるということが朝日新聞等に記事として掲載されたこともありますので、この地図のことをご存知の方もいらっしゃると思います。今日はその地図をもう少し拡大しましょう。今日私の話の対象となるのは、ドイツの東端のラウジツ地方にいるソルブ人たち、それからも

うひとつが、オーストリアのハンガリーに一番近い地域のブルゲンラント州にいるクロアチア人、クロアチア系の人たちの言語についてです。

まず、それぞれの言語の概況について確認しておきたいと思います。

ソルブ語というのはスラヴ語族の中の西スラヴ語に属する言語です。ただし気をつけていただきたいのは、先ほどの地図だとソルブ語は1ヶ所にまとめられていたのですが、実はソルブ語というのは上ソルブ語と下ソルブ語の2つの言語に分かれています。地図で見ますと、地理上は北の方、政治的区分でいうとドイツのブランデンブルク州に含まれる地域、こちらを下ソルブといいます。英語でも Lower Sorbian といいます。それから南の方、ザクセン州の方に含まれる地域、こちらを上ソルブといいます。

今日のアクティヴな話者ですが、下ソルブのほうは大体 7,000 人、楽観的に見積もって最大 10,000 人弱だろうといわれています。そして上ソルブのほうは 20,000 人弱くらいだろといわれています。この両者の違いはもちろん方言的なものなのですが、19世紀以降の言語文化の発展の中で、上ソルブ語・下ソルブ語それぞれが書き言葉を作り上げて、現在では異なる標準語を持つに至っています。もちろん後でお話しするように、同じ民族組織を持って一致団結して活動はしているのですが、上ソルブと下ソルブでは相当状況が違います。話者数から見ていただいても面積から見ていただいても分かるように、下ソルブのほうがはるかに危機的な状況です。ただ、今はこのように分かれてしまっているのですが、もともと分かれていたわけではなくて連続していました。言語使用域も昔はもっと広かったのですが、現在では縮小しています。これには色々な理由があるのですが、今はそのことについて詳しく言及する時間がないので、1つだけ取り上げてお話ししたいと思います。

それは褐炭を採掘する炭田開発によって土地が全部開発されてしまってソルブの村が消え、それと同時に採掘のために多くのドイツ人労働者が流入したためです。そしてそれによってソルブ語の使用領域——地理的な意味と社会的な意味の両方を含みますが——が著しく失われたということが要因になっています。ちなみに炭田開発というのは現在も進行している事業で、ドイツは取れるだけ取るつもりのようです。世界中に分布するマイノリティの状況を見ると、近代以降しばしば産業化とか開発によってマイノリティは生活環境を奪われていることが指摘されています。ヨーロッパでは一般的にはそういう事例はなさそうに思われるかもしれません、実はこのラウジツにおける炭田開発と、ソルブ語ソルブ文化の衰退というのはまさにこういった事例の一つであると言うことができます。

次にブルゲンラントのクロアチア語のほうに行きたいと思います。クロアチア語というのはソルブ語と同じスラヴ語族に属しているのですが、その中でも南スラヴ語に属する言語です。ここで初めて聞かれる方は、なぜオーストリアの端にクロアチア人がいるのかと疑問に思われるかもしれないが、少し長いですが以下に理由を説明します。

14世紀の終わりから 15世紀以降に、南の方からオスマン帝国がバルカン半島に進出し

てきます。それによってバルカン各地で戦乱が起ります。荒廃していきます。16世紀には現在のクロアチア北西部というのは非常に生活状況が悪化していました。一方、北のハンガリーやオーストリアの領主貴族たちは自分たちの領地に流民を増やすことで生産力を上げ、それと同時に彼らを南からのオスマン帝国の脅威に対する防衛の役にも立てたいということを考えていました。そういうわけで、北西部にいたクロアチア人たちがごっそりオーストリアあたりへ移住したということなのです。10万人から15万人くらいが移住したといわれています。当時の15万人というと相当な数であったわけです。ということで、オーストリアの東の端からハンガリーにかけて存在するブルゲンラント・クロアチア人というのは、このような歴史的背景を持ったクロアチア人たちの末裔であるということです。

クロアチア語には3つの方言があるのですが、そのうちシュト方言というのが現在のクロアチア語標準語の元になっている言語で、これはセルビア語と共通します。ところが、移住したクロアチア人たちが話していたのはチャ方言と呼ばれる、違うタイプの古い方言でした。なので、現在のブルゲンラント・クロアチア語というのは、クロアチア本国のクロアチア語とはだいぶ異なった言語であるといえます。

移住したクロアチア人の子孫なのですが、現在も日常的にクロアチア語を使用するという人はハンガリー、スロヴァキア、そしてブルゲンラント州にまたがって居住しており、ブルゲンラント州には17,000人ほど、ウィーンには7,000人ほど住んでいます。ですからブルゲンラント・クロアチア人というときには、ブルゲンラント州だけではなく、ハンガリーやスロヴァキアに16世紀に移住したクロアチア人の子孫のことを総称して指すことがあります。そしてブルゲンラント・クロアチア語もソルブ語も、言語人口の総数としては最大に見積もってだいたい3万人くらいということで、規模的には似通ったグループであるということができるでしょう。

先ほどご紹介したユネスコの「世界の危機言語地図」に関する話題に戻りますが、言語が危機的である、言語が消滅の危機に瀕している、というのは何をもってそう判断するのでしょうか。例えば言語人口、言語話者が何人以下だったら危機的とか、そういう明確な指標があるのでしょうか。ここで、この地図に示されている記号の、白、黄色から赤まで金魚を上から見たような形のアイコンに注目していただきたいのですが、この記号は以下ののような意味を与えられています。白が少し危なくなってきた言語、黄色が確実に危機的な言語、オレンジがさらに危機度が深刻なもの、赤になるともうほとんど消滅に瀕しているもの、そして黒は残念なことにすでに消滅したもの、このような色分けがされています。

では、こういった危機度をどうやって査定・評価するかということですが、ユネスコでは「言語活力」ということを考えており、言語活力がどのくらいあるかで危機度を判断しています。そしてそれを判定するための指標として具体的に9つの事項を挙げています。ユネスコのホームページにあるものを日本語にしたものですが、そこには、1. 世代間の

言語継承、2. 話者の絶対数、3. コミュニティの中でどのくらいの話者がいるか、といったことが挙げられています。このような指標を基準として複合的に考えるのですが、何が重要になってくるのかということが地域によって違ってきますので、最終的にその地域の様々な実情を考慮して言語活力というものを判定していくということになります。1つ1つ見ていく時間は残念ながらないので、1番目の指標である「世代間の言語継承」について今日の発表では取り上げたいと思います。

世代間の言語継承というのは、言語維持の中で最も重要な指標とあります。この指標の5段階評価の内訳を以下で説明します。世代間継承が滞りなく行われていれば、とりあえずは安泰であろう——これが5の段階です。ところが、若年層に話者が欠けてくるとちょっと危なくなってくる——これは4の段階です。親世代は話者であるが子供に言葉が継承されていないのは3の段階です。そして、親よりもさらに上の世代しか話者がいないのが2の段階、最高齢層にわずかに話者が確認できるというのが1の段階——ユネスコではこのように考えています。では、この考え方を基にしてソルブ語ならびにブルゲンラント・クロアチア語それぞれで、世代間継承というのがどのくらい機能しているかということを見てみましょう。

まずソルブ語に関して。現在ソルブ人社会では、ドイツ語とソルブ語のバイリンガル教育のプロジェクト「ヴィタイ」(WITAJ ソルブ語で「ようこそ」の意味)が進められています。ヴィタイ・プロジェクトを推進しているのはソルブ学校協会というところですが、その協会がヴィタイ・プロジェクトに参加している子供の家庭言語を数年前に調査しています。これは南側、つまりザクセン州の上ソルブ地域のクロストヴィツツとラウジツツという2つの地区で調査したもので、ソルブ語を家庭言語としている家庭の数、ドイツ語とソルブ語の両方を使う家庭の数などが報告されています。

ここで注目していただきたいのは、ソルブ語を家庭の言語としている子供がいるという事実です。バウツェンというところが上ソルブの中心地なのですが、そこを中心としただいたい三角形の地帯でソルブ語が生きた言語として機能しており、日常的にソルブ語がコミュニティで使われています。そのようなわけで、非常にローカルではありますけれども、このあたりでは世代間で多少なりとも言語継承ができており、ソルブ語を母語とした子供たちが存在することが確認できます。下ソルブについては、コトブスという町が中心地なのですが、ここはソルブ語を主要言語とする家庭はゼロ、ドイツ語・ソルブ語両方もゼロということです。これはソルブ語を母語とする子供の家庭がヴィタイ・プロジェクトに参加していないのではなくて、ソルブ語を家庭で使うような家庭がない、ということなのです。要するにもともとソルブ人であっても、家庭でまったく言語継承が行われていないというのが下ソルブの実情です。ということで、先ほど紹介した危機度からいいますと、上ソルブは地域的に限定はあるが世代間継承が行われているので4段階か3段階かということですが、下ソルブの場合にはもう祖父母の世代くらいしか話者がいないという危機的

な状況であるということがいえます。

次にブルゲンラントの方をみてみたいと思います。先ほどハンガリーとかスロヴェニアのクロアチア人も広い意味でのブルゲンラント・クロアチア語話者であると申しましたが、ここから先はオーストリアのブルゲンラント州のクロアチア語話者に限定してお話ししたいと思います。ブルゲンラント・クロアチア語はブルゲンラント州全域で使われているのではなく、やはり地域が限られているのですが、ここで示す図はブルゲンラント州全体の国民学校（日本の小学校1年から4年まで）に通う子供たちが何語を母語とするかに関して全体の割合を示したものです。ブルゲンラント州全体で1955年には10%の子供がブルゲンラント・クロアチア語を母語としていたのですが、1999年では4%を割っています。1955年の状態がそのまま続いているれば、今でも横ばい状態になっていたはずなのですが、実際は半分以下になっている状態です。やはりブルゲンラントの方でも親から子供への言語継承というのは先細り状態にあるということで、どちらの言語も危機的状況にあるのに変わりありません。

それでは、ここから先は少数言語を取り巻く制度的な事柄——その性格、民族組織、その教育——というテーマに絞って、この2つの少数言語を比較したいと思います。

まず言語に関する権利に関してですが、ソルブ語もブルゲンラント・クロアチア語どちらも第1次世界大戦後1919年に、それぞれ公式に法律の文言として、国内の様々な民族が母語を使用する権利を認めると謳われました。オーストリアの方はサン・ジェルマン条約、それからドイツのほうはヴァイマール憲法113条で保障されました。これがきちんと実施されたかという実情は別として、ともかくも制度的な保障は獲得したわけです。ところがこの後第三帝国のナチスの時代、ソルブ人もブルゲンラント・クロアチア人も各言語の社会的な使用を禁じられます。ソルブの民族組織ドモヴィナも全ての活動を禁止されます。ブルゲンラント・クロアチア人のほうでも学校の授業が閉鎖されたりして民族的な活動が一切禁じられる時代が1945年まで続くことになります。このナチス時代の民族的な活動の禁止というものが、言語の世代間継承に非常に大きな影響を与えて、どちらの言語にもその後の発展に大きな支障をきたしたという事実は見逃してはならないことです。そして第2次世界大戦以降、どちらの社会もあらたな法的な枠組の中でそれぞれの言語行使の権利というものを保障されて現在に至ります。これは後に寺尾さんの話にも出てくるかと思いますが、欧州評議会が実施している「地域言語または少数言語のための欧州憲章」が1998年に出されていますが、ドイツでは1999年1月、オーストリアでは2001年10月に発効しています。これはそれぞれの地域の少数言語を保護するという主旨のものでして、ドイツでは上ソルブ語はザクセン州、下ソルブ語はブランデンブルク州がその責任を持つとされ、ブルゲンラント・クロアチア語のほうはブルゲンラント州とオーストリア連邦政府がその責任を持つと規定され、保護措置を受けています。

次に政治への参加についてですが、ソルブの場合には民族評議会という組織があります。

この代表者がそれぞれの州の議会に参加して、自分たちの権利を主張する権利を持っています。ブランデンブルク州の場合には5名の代表がいまして、5年任期となっており、州内のソルブ人に関わる問題の政治的解決に協力したり、法案への提言を行ったり、そのような政治的参加を行っています。ただし州議会での発言権が認められているというわけではないので、2008年からさかんに発言権を要求する働きかけを行っています。またこれは「ソルブ人」という枠組で選ばれており、特定の政党と結びついていたり、その利益を反映させていたりということではなく、あくまでもソルブ人の代表という形で議会に参加しています。ブルゲンラント・クロアチア人のほうもソルブ人と同じように民族評議会というものを持ち、連邦政府が認めておりまして、クロアチア民族集団評議会という団体が連邦政府や州政府に働きかけたりしています。またこれはドイツとオーストリアの違いになるのですが、ドイツの場合は連邦制が非常に強く働き、それぞれの州が強い自治権を持っているので、例えば下ソルブの場合には「ブランデンブルク州の議会に参加する」という形になっていますが、オーストリアの場合には連邦制といつても連邦政府の力のほうが強いので、こちらはオーストリア国内にいる少数民族団体が直接連邦政府にぶら下がる形でコミットしているというところが違います。そしてブルゲンラント・クロアチア人の場合には代表が24名と、数が多いのですが、その内訳は社会党と国民党の代表者とか、民族協会の代表が2人入るというように、政党や協会の代表者など、その社会の色々な代表者が入ってくるという特徴があります。ですからソルブとブルゲンラント・クロアチアの政治参加の方法はだいぶ違ってきます。

次に、民族組織についてお話しします。ソルブの場合にはドモヴィナという強力な民族組織があります。ソルブには文化組織や商業組織など、様々な組織がたくさんあるのですが、それを全部統括する上位組織としてドモヴィナという組織があるのです。ドモヴィナはソルブ全体に関するあらゆることを決定し、それを連邦政府やブランデンブルクやザクセンの州政府に要求していくという活動をしています。言語的には上ソルブ・下ソルブと2つに分かれており、政治的にもブランデンブルクとザクセンと2つに分かれているのですが、こういった活動では1つの組織になって活動しています。対照的なのは、ブルゲンラント・クロアチア人社会も色々な組織がたくさんあるのですが、ソルブのドモヴィナのような全部統括する上位組織がなく、それぞれがばらばらに活動しているというところです。

最後に教育についてお話ししたいと思います。ソルブ人社会の場合にはソルブ学校協会という組織がありまして、そこがソルブ語の教育——ソルブ語「で」教育することと、ソルブ語「の」教育をするという、2つの意味がありますが——を一括して行っています。その下にヴィタイ・プロジェクトを行うセンターがあるわけです。もちろん、これ以外にも普通の学校で外国語としてソルブ語を教えているところはたくさんあるのですが、ここは本当にソルブ語の存続をかけた教育をしているところです。ブルゲンラント・クロアチア人社会の方は、特別な民族組織があるわけではなく、日本の文部科学省のような、ブル

ゲンラント州の教育・スポーツ省に少数言語教育部というのがあります、そこが教育を統括しています。ブルゲンラント・クロアチア語は先ほどお話ししたようにクロアチア本国のクロアチア語とは違うので、クロアチアの教科書を持ってきて使うということができません。その上カリキュラムも違いますので、自分たちで教材を作つて授業を行っています。ブルゲンラント・クロアチア語を日常的に使う人たちが半数を占める小さな町のある小学校で調査をしたときの話なのですが、そこでは新入生 11 人のうち、家庭で母語としてブルゲンラント・クロアチア語を身につけてきた児童は 2 人だけだったという状況でした。先生はブルゲンラント・クロアチア語で話しかけるのですが、ほとんどの児童はきょとんとしている、そういう状況でした。

ということで、ブルゲンラント・クロアチア語の教育についての問題ですが、まず、ブルゲンラント州全体で子供の数が減少しているという問題があります。これはソルブの方でも同様で、どちらも僻地であり過疎化が進んでいるので必然的に子供の数も減少します。子供の数が減少すると何が起きるかというと、学級を開くための最低人数を満たすことができず学級が開けないんですね。それから、国民学校が先ほど申し上げたように小学校 4 年生までなので、完全なバイリンガル教育というのが 4 年生までしかないのです。それ以降になると、ブルゲンラント・クロアチア語で教育するギムナジウムが 1 つだけある以外は単に語学として勉強する状態になるので、とても母語教育ができているという状況ではありません。このように、制度的な問題もあります。それからブルゲンラント・クロアチア語はクロアチア本国の標準クロアチア語と違うことがジレンマになっていて、彼らの言語・アイデンティティを守るためにには本国クロアチアとの協力関係を深めて、標準クロアチア語との接近も図ろうとする動きもあるのですが、それがなかなかうまくいっていないという状況があります。これまでブルゲンラント・クロアチア語の教育を見てきましたが、何となく袋小路に入つていて、打開策がないように思えます。

それに対してソルブの方は、ソルブ語再活性化計画として打ち出されたヴィタイ・プロジェクトという大きな柱があるので、それが少数言語存続に一つの可能性の光を投げかけているのではないかと思われます。ヴィタイ・プロジェクトが始まったのは 1998 年で、最初は 1 つだけ幼稚園が開かれて 14 人の子供を受け入れたところから始まり、年を追うごとに学級を増やしていく 2000 年に最初の小学校を 1 つ作るに至りました。そこではドイツ語とソルブ語のバイリンガルの授業、つまりドイツ語モノリンガルで行われる授業の半分をソルブ語で勉強する、という方式をとっています。ちなみに幼稚園の方ではソルブ語のみで話しかける方式をとっています。ソルブ語が使われなくなったソルブ社会と、ソルブ人と共存しているドイツ人の家庭に対して理解や参加を呼びかけるというのがソルブ学校協会の人々の狙いなのですが、その利点として、1 つは早いうちから異文化接触することの精神的効果、それからソルブ語、ソルブ文化はラウジツの文化伝統である、という文化的価値、これらをあわせて謳っています。しかしそれだけではインパクトがないので、実利面として、ソルブ語のみだったら 3 万人くらいしか話者はいませんが、ソルブ

語はスラヴ語であり、ソルブ語をマスターしておけば、ポーランド語やチェコ語、あるいはロシア語など、背後に3億の話者を抱える同じスラヴ語の諸言語に非常にたやすくアクセスできるということを同時に謳って参加を呼びかけています。より危機的であると判断されたプランデンブルク州の下ソルブの方では、2000年にソルブ語の小学校が最初6人の生徒から始まりました。そして2006-07年期には1年生54人が入学し、全体で179人を数え、2007-08年期には同じく50人程度入学し、全体で200人を越える生徒数を抱えるまでになっています。ただ、これは2000年に始まったばかりで、実際にソルブ語の再活性化に結びついていくのかというのはこれから判断されることなのですが、少なくとも彼らの組織力、ヴィタイにかける意気込みというものを見ていると、先につながるものがあるのではないかと私は考えています。

最後になりますが、2007年にヨーロッパ民族連合の地域会議がブルゲンラントで開かれたのですが、そこでブルゲンラント・クロアチア人の参加者が、週に何日かは朝から晩までブルゲンラント・クロアチア語を使うようにしないと、とても自分たちの母語は維持していくので、その実践を推進しているヴィタイに注目している、という発言をしてことからも分かるように、ブルゲンラント・クロアチア人たちもソルブのヴィタイに関しては非常に関心を寄せています。ブルゲンラントのクロアチア人たちが、これからどのようにして教育を中心として閉塞した状況を開拓していくのか、それからソルブのヴィタイがこれからどのように発展していくのか、我々は遠くから見守るしかないのですが、早く危機的言語から脱することを祈りつつ、今日の発表を終わらせていただきます。

スペイン・ポルトガルにおける少数言語保全

—言語多様性保全のジレンマとその超克—

講師 寺尾智史氏略歴

神戸大学大学院国際文化学研究科助教。

神戸大学大学院総合人間科学研究科博士前期課程修了。第5回日本修士論文賞受賞。著作に「弱小の少数言語・アラゴン語が問いかけるもの」『社会言語学』8号、『言語保全を過疎としたかう力に——欧州最新言語・ミランダ語の成立史から』(仮題、三重大学出版会より刊行予定)など。

*本報告書第1部にこのセミナー講演を元に再構成した論文が掲載されておりますので、ここでは要旨のみを掲載いたします。

いつも私の発表ではミクロな学会でかつミランダ語やアラゴン語など、あまり聞くことのない言語についてミクロな主題で発表することが多いのですが、今回はまずヨーロッパという大きな視点から考察を始め、そしてミクロな視点に収斂させて発表しようと思っております。

現在のヨーロッパの言語政策については、2つの主体があります。1つは欧州連合(EU)、そしてもう1つが欧州評議会(CoE[CE])です。まずEUの言語観についてお話ししたいと思います。EUの言語の捉え方でまず登場するのがState Languages、つまり「国家言語」です。それは全てにわたって公用化されている言語であり、国家言語はいつも公用語である、という捉え方がなされています。そのうち英語、ドイツ語、フランス語、スペイン語はEUの会議や報告書によく使われる言語ですが、それ以外にも国家言語は存在します。欧州には23の国家言語があるのですが、前述の言語以外の国家言語、例えばポルトガル語とかオランダ語、ポーランド語とかは低使用低教育機会言語(LWULT:Less Widely Used Less Taught Languages)という扱いになっています。ただしこれはあくまでも国家言語の一項目です。ちなみにEUの言語政策を実際に扱っている機関は、ブリュッセルにあるヨーロッパ委員会の教育文化総局というところです。

次にOfficial EU Languages、つまりEU公用語について説明します。これもあくまで国家言語です。その中でも曖昧な立場にあったのがアイルランド語です。アイルランド語は、アイルランドの国語ではありますが、国民の9割近くが英語しか話せず、なかなかEU公用語として認められなかったのですが、2007年1月からEU公用語になりました。

さらに、「EU公用語」とは別にOfficial Languages「公用語」というカテゴリーがあります。EUはこれを「法的、あるいは行政的な目的で使われる言語であり、ある国家である決められた地域を持つか、もしくはその国全体で話される」としています。面白いことに、その中にスペインの3つの言語——カタルーニャ語、ガリシア語、バスク語——があります。

そして、EU の言語認識におけるタームとしてよく出てくるのが、「地域言語／少数言語」です。これは Regional／Minority Languages というように、1 セットとして考えられ、セットで使われることが多いです。その内容は「国家の一部の人間によって伝統的に使われており、その言葉は方言ではなく、人工語でもなく、移動する人間の言葉でもない」とされています。移動する～の部分はもっと言えば移民の言葉ではないということでしょう。そのような言葉にはフランスのブレイス語（ブルトン語、ブルターニュ語とも）などが挙げられています。また、このような言語の特徴としてもう 1 つ挙げられているのが国境と言語区域が合致しない例です。例えばスロヴァキアの国境付近で話されているハンガリー語は、スロヴァキア側から見ると地域言語／少数言語として扱われる、というような例です。

さらに Non-territorial languages、非領域言語という言葉も出てきます。これはイディッシュ語やロマの言語など、領域がはっきりしない言葉、移動民の言葉を示します。ところが、ここには「移民」が含まれていないことには留意しておく必要があります。非領域言語として EU に認められるためには、“Traditional”、つまり「伝統的な」言語でないといけないという認識があるようです。「伝統的」という言葉はすごく議論になるところですが、EU ではイディッシュ語やロマの言語は昔からヨーロッパにある言語だと認識されているようです。

最後に Non-indigenous languages、非土着性言語というものがあります。これは「移民のコミュニティによって話されている EU 外から来た言葉」と明確に示されています。これには、EU 加盟交渉をしているトルコの言葉——トルコ語——やイギリスのインド人が話す言葉などが挙げられます。

今度は、EU の教育政策と言語の取り扱いについてみてみましょう。EU の教育政策ですが、イギリスなどの例外はありますが、EU 域内における人・物の移動の自由が条約によって保障されており、それに対応した人間を陶冶する教育でなければならない、というのが前提にあります。また、高校や大学を出たらそれきりというものではなく、生涯教育でなければならない、というのも挙げられるでしょう。この根幹を成すのが SOCRATES（ソクラテス）というプロジェクトであり、80 年代以降ずっと続いている。その中で一番有名なのが ERASMUS（エラスムス）で、これは大学生を EU 域内の色々な大学に派遣してそれぞれの国の研究事情や言語を学ぶというものです。それから LEONARDO DA VINCI（レオナルド・ダ・ヴィンチ）というのは職業訓練、COMENIUS（コメニウス）は教員教育、GRUNDTVIG（グルントヴィ）は成人教育を扱うプロジェクトです。日本では知られていませんが、グルントヴィはデンマークでは有名な教育学者らしく、もう少し調べると興味深い人なのかもしれません。

これらはソクラテスで統括されていますが、これとはまた別のプログラムとして機能しているのが LINGUA（リングア）で、言語教育に関する諸プログラムに資金提供したり、

言語教材を開発したりするプロジェクトです。ただしリングアに参加できるのは、23 の EU 公用語とルクセンブルク語という、国家言語に関わるプロジェクトや人でなければならぬとされています。例えば後でお話しするミランダ語などには適用されません。ということで、EU は多言語主義ともいえども、多「国語」主義であり、あくまで国家言語でないと EU からの援助は得られないということになっています。

では、EU は少数言語のことには何も関わっていないかというと、そういうわけではありません。EU 加盟の際に必ず調印しないといけない条約である EU 基本権憲章の第 3 章に「平等」という項目があり、その中の第 22 条に EU は文化・宗教・言語的な多様性を尊重するゆえ、地域／少数言語への積極的な政策をとる、という条項があります。これが EU の少数言語政策のベースになっています。これをもとに、色々な組織や外郭団体が作られて、EU の援助を受けられるようになっています。その 1 つが Euromosaic (ユーロモザイク) という調査研究機関です。ここで取り上げられた言語は数多く、アストゥリアス語やバスク語、コーンウォール語、サーミ語、ガリシア語など、世界のどこでも少数言語扱いされている言語から、デンマーク語やブルガリア語など、ある地域では国家言語ですが、その国境を越えた別の地域では少数言語になっている言語まであります。先ほどのブルゲンラント・クロアチア語も入っています。

もう 1 つ欧州少数言語局 (EBLUL) というのがありますて、ここも EU の少数言語政策のプラットフォームになっている機関です。これは 1982 年に EU の下部組織である欧州議会の肝煎りで創設された機関です。少数言語に関する提言を行ったり、他団体と協力して活動したりします。

次に、欧州評議会 (CoE) の言語政策についてみていきたいと思います。CoE というのは第 2 次世界大戦後に、ヨーロッパで平和を追求する超国家的な組織を作ろうということになった際、すぐには強固な連携を行えるような機関の創設は難しいので、まずは話し合いの場を持とうということでできた組織です。だから、目標としている方向性は EU と類似したところはあるのですが、それ以降の歩みが違うので、現在でも別の組織として機能していますが、お互い連携して活動しています。CoE の少数言語保全への施策で一番重要なのは、98 年から施行されている欧州地域／少数言語憲章であり、CoE の加盟国はこの憲章をもって自国の、もしくは他の少数言語の保全に配慮するというものです。

それから、CoE が行っている非常に重要な言語教育政策に、欧州言語共通参照枠(CEFR) というのがあります。これは A1 から C2 までレヴェルが設定されており、各国家言語ごとに「自分はこの言語をどこまでマスターしていますよ、しゃべれますよ」というのを計るものさしのようなもので、それを使って読み・書き・聞き取りなど色々な判断基準で自分の語学能力についてカテゴリーをつけられるものです。そしてそのカテゴリーを元に言語パスポートというものを発行して、一種の資格のようなものとしたり、あるいは他言語

学習に対してのインセンティヴを与えたりしています。これは EU も非常に興味を示しているプロジェクトです。

以上が EU、そして CoE の言語認識・言語政策のあらましでした。

それでは次に具体例として、少数言語保全に関してスペインやポルトガルはどうか、というお話しに移りたいと思います。

まずスペインですが、スペインの少数言語を考えるときにはやはり地域言語という概念が非常に重要となります。それは、スペインの言語保全政策のベースとなっているスペイン憲法にも明確に現れています。憲法ではまず1つ目に、カスティーリャ語はスペインの公用の言語である、とされています。スペイン語は果たしてどこの言葉かというときに、スペインの中のカタルーニャ語やバスク語ではなく、カスティーリャ語を公用語とするということがはっきりと限定されているのです。今では「カスティーリャ語」が「スペイン語」として認識されています。そして2つ目に、全てのスペイン国民はこれを知る義務を負い、かつこれを使用的する権利を有する、ということが書いてあります。3つ目が少数言語に関する事なのですが、スペインにある他の言語もまた各自治州がつくる自治憲章に従い、各々の自治州における公用語となりうる、ということが憲法に書いてあります。4つ目に、スペインにおける多様な言語様態は尊重されるべきである、とあります。ただし3つ目には、法的に地域言語として保全されるためには自治憲章で公用語とされていなければならない、ということも明記されています。つまり、自治憲章に「公用語である」と書いてあることが前提であるということです。

では、地域言語にはどのようなものがあるかというと、ガリシア語、バスク語、カタルーニャ語などがあり、これらは日本でもよく聞かれる言語です。そして、これらの言葉には「言語正常化」ということが言語政策のモットーとして掲げられています。ここで、何を正常化するのかという問題が浮かび上がってきますが、それはダイグロシア状態——行政や法の場で使われるような上位言語と、方言扱いされる下位言語が同じ場にある状態——を解消することを「正常化」と言っています。ただし解消というのは2つあって、上位言語が下位言語を圧迫して、結果、下位言語が消滅してダイグロシア状態がなくなる「解消」と、下位言語が上位言語の圧力をはねかえして、両者が対等になってダイグロシア状態がなくなる「解消」とありますが、ここでさす「解消」は後者の方です。そして、それには政治的にも法的にも文化的にも地位を上げなければならぬ。なので、言語正常化とは、支配言語がもつ全ての特權的環境を打破して、自らもそれを手に入れなければいけない、ということになります。

結局それを完全にやり遂げようとすると、政治的な独立が必要要件となってしまいます。だからカタルーニャやバスクの立場からすると、言語こそが地域ナショナリズムの原動力となっているのだということで、言語と政治が不可分に結びつくようになっています。

しかし、そのような言語とは少し立場を異にする言語がスペインにはあります。それは

アストゥーリアス語、レオン語、エストレマドゥーラ語、アンダルシア語、それからカタルーニャ語が今度は支配言語としてダイグロシア状態になっているというバレンシア語がそうです。これは、例えばアストゥーリアス地方ではほとんどの人間がスペイン語をしゃべっているのですが、一方アストゥーリアス語は、その中でも私は少数言語話者ですと宣言した者や、田舎のお年寄りたちが主にしゃべったりしている程度の言葉として存在しています。つまり、マジョリティが話すスペイン語の次に話されている、地域的あるいは伝統的に話されている言葉、という立場を持つ言語です。アストゥーリアス語は、実はアストゥーリアス州の自治憲章では公用語だとは書かれていないのですが、アストゥーリアス州の独自性をあらわす象徴のひとつであり、保護されなければならないという立場で書かれています。先ほど挙げたレオン語以下も同様です。

このような言葉で重要なのは、マジョリティはスペイン語をしゃべるが、数%は以上のような言葉をしゃべり、そしてその人口が州内で2番目に多い——このような言葉は「準地域言語」と呼んでもよいでしょう。地域言語というのは領域を持たねばならないのはEUの見解でも明白でした。保全活動家は、上記の言語は話されているのは数%だが、それにはアストゥーリアス州とかアンダルシア州などの器があるので、その器にしたがって地域言語と呼びうる、と主張しています。

次は、私が一番力を入れて研究している、地域言語になれない言語についてご紹介します。これらは自治憲章でも言及されないような言語です。これらの言葉には2つのスタイルがあるのではないかと私は考えています。1つ目はミランダ語のケースで、分布地域はポルトガルの北東部のわずかな領域だけで、行政区画からするとミランダ・ド・ドウロ市とビミオーゾ村の1市1村ですが、その中でもさらに一部の区域でしかしゃべられていな言葉です。

ミランダ語型の特徴は、分布に関して、例えばミランダ語で言うと1市1村のさらに一部に限られ、話者数は1万人程度で、話者が多いミランダ市が属するのはトラズ・ウズ・モンテス地方ブラガンサ県なのですが、ブラガンサ県でもトラズ・ウズ・モンテス地方でも、その地域を代表する言葉だとは捉えられていない。つまり、確固とした大きな領域を持っていないが、本当に小さな集落単位で言語のコア地域がある、ということです。もうひとつ重要な特徴として、ミランダ語ではスペイン、つまり国境を越えた隣国に、アストゥーリアス語やレオン語など、ミランダ語に関連した言語があるということが挙げられます。もうひとつ、ピレネー山中、アンドラ王国より西あたり、カタルーニャ州の北西端で話されているアラン語の例を挙げますと、これはミランダよりもっと小さい9集落くらいで話されている言語なのですが、ミランダ語と同じく話者数は1万人程度で、県や地方を代表する言葉ではない。そして先ほどの9集落程度のコア地域がある。さらに国境を越えたフランスにオック語、その中でも特にガスコーニュ語という、アラン語に連携する言葉が存在するというような例もあります。

2つ目がアラゴン語型です。アラゴン語の分布地域は比較的広く、ピレネーの南に東西110km、南北60kmにわたっているのですが、話者数は2万人未満程度で、アラン語やミランダ語と大きくは変わりません。さらにミランダ語などと同じく、アラゴン語も中心地のウエスカ県やアラゴン自治州を代表する言葉とはされていません。というのは、従来アラゴン語使用のコアだった地域でもスペイン語の影響がかなり浸透していて、例えばピレネー山中の村でも70歳以上でないとアラゴン語はしゃべれず、後の人々はスペイン語しかしゃべれないとか、コア地域でさえもスペイン語が支配的であるという状態です。そうなると、県や地方の綱の目にも引っかからないどころか、集落単位ですらコア地域を持てないということになります。アラゴン語はそのような理由から地域言語にはなれないということになっています。アラゴン語の場合はもともとは広い地域の綱の目に引っかかっていたのに、いつの間にか一番小さい集落単位での綱の目にも引っかからなくなるくらい言語領域が見えなくなってしまっているのです。

EU、CoEの言語政策とスペイン、ポルトガルでの具体事例は以上ですが、これまでのお話しを参考にして、少数言語保全のジレンマについてすこしまとめてみますと、まず、ヨーロッパの多言語主義は実質的には「多国語主義」になっているということが確認できます。確かに低使用言語についても配慮されていて、実際にEUなどで調査もされているのですが、どこかの国家言語であるか、あるいはどこかの国の地域言語でなければ保全の要件にはならないという現実があります。そうなると、先ほど挙げた言語は除外されてしまう。それから、時間の都合でお話できませんでしたが、移民の言葉に関しても同じようなことが言えるでしょう。移民というのは都市に入っていきますから、必然的に地域を持たない言葉になるのが普通です。ならば、移民の言葉もヨーロッパの多言語主義や少数言語保全政策には入ってこないのではないか、という問題が浮かび上がります。実際、「地域／少数言語」とされ、地域言語と少数言語をひとまとめにしていることからも分かるように、少数言語に移民言語が入ってくると話がややこしくなるので、それはひとまず除外しておく、というジレンマが見えてきます。ただ、移民が都市でゲットー化し、そこが「地域」と呼べる状況になり、世代を経るにつれてそれが地域言語となるのではないか、という可能性もあります。それから、人と物の域内自由移動を促進するEUが、言語に関しては土地単位であることは、EUの理念に矛盾しないか、地域に固執した言語政策は破綻するのではないか、という大きなジレンマも出てきていることに注目しなければなりません。

最後に、このジレンマの克服に向けてどういう取り組みが行われているかについてお話ししたいと思います。そこでCoEの言語政策で出てきた欧洲言語共通参照枠(CEFR)に立ち戻りますが、これに少数言語を当てはめてみてはどうか、という主張が保全活動家から訴えられるようになりました。これはものさしありが言語テストはしない、という自己申告制のものでした。言語テストが必要ないのだったらむしろマンパワーが少なく

てテスト作成ができない少數言語にこそこれは好適であり、CEFR の言語パスポートを持つことによって少數言語が明確化され、誇りを持って話者であることを宣言するには格好のツールではないかというのがその理由です。これは特にフリースラント語の活動家が熱心に推進しています。

もうひとつは地域言語になれない言語、特に移民の動きから見えることですが、移民の第2世代はどういう言葉をアイデンティティとして持つのかという議論になったとき、さらに世代を経て都市で土着化した移民の言葉はどのようにするのかという議論になったとき、国家・地域という大きな網の目を打ち破ってもっと小さな網の目で言葉を掬っていくかなければならないのではないかという動きが出てきています。これで発表を終わらせていただきます。

神戸大学大学院国際文化学研究科付属
異文化研究交流センター (IReC)

2008 年度 研究報告書

多言語・多民族共存と文化的多様性の維持に関する国際的・歴史的比較研究

編 集 石川 達夫

発行日 2009 年 3 月

〒657-8501 神戸市灘区鶴甲 1-2-1 神戸大学大学院国際文化学研究科
異文化研究交流センター (IReC)

TEL&FAX 078-803-7650

E-mail irec@ccs-srv.cla.kobe-u.ac.jp

WEBSITE <http://www.cla.kobe-u.ac.jp/IReC/>

